

アメリカ国立公文書館が所蔵する 東京裁判被処刑者の遺体処遇関係資料

高澤弘明*

Materials on Disposal of the War Criminals' Bodies Executed as a Result of the International Military Tribunal for the Far East in Possession of the U.S. National Archives and Records Administration

Hiroaki TAKAZAWA*

This paper is a report on newly discovered historical materials on the execution and burial of Hideki TOJO and six others executed on December 23, 1948. These materials are stored at the National Archives and Records Administration, and I confirmed their existence in NARA in March 2018. One of the materials describes the point where the ashes of TOJO and others were scattered, and it reads, "We proceeded to a point approximately 30 miles over the Pacific Ocean east of Yokohama where I personally scattered the cremated remains". This suggests that the ashes may have been scattered in the Pacific Ocean off the coast of Japan, Honshu and Chiba Prefecture.

This paper introduces these materials as well as aims to discuss the treatment of the war criminals executed as the result of the International Military Tribunal for the Far East held in Tokyo and Military Tribunal in Yokohama.

Keywords: The U.S. National Archives and Records Administration, The International Military Tribunal for the Far East, Yokohama War Crimes Trials, Hideki TOJO, The 108th Quarter Master Graves Registration Platoon

1. はじめに

1948(昭和23)年12月23日の深夜、東条英機元首相、広田弘毅元首相、板垣征四郎元陸軍大臣、松井石根陸軍大将、土肥原賢二陸軍大将、木村兵太郎陸軍大将、武藤章陸軍中將の処刑がスガモブリズンで行われ、7名の遺体は横浜市久保山火葬場¹⁾で荼毘に付された後²⁾、その遺灰は太平洋に散布された。この時の処刑の様子は、立ち会った対日理事会(Allied Council for Japan)アメリカ代表のWilliam Joseph Sebaldや教誨師の花山信勝の手記、あるいはGHQ法務局のGeorge T. Hagenの証言³⁾などによって知られていたが、2013年になって米軍側で作成した7名の処刑に関する「執行手順書」の存

在が、永田憲史関西大学教授(刑事法)の調査によって確認された⁴⁾。永田の調査によれば、この米軍の「執行手順書」はアメリカ陸軍第8軍(以下「第8軍」とする)憲兵隊が作成したもので、アメリカ国立公文書館(The U. S. National Archives and Records Administration: 以下「NARA」とする)の巣鴨ブリズン資料群(Sugamo Prison Records)に保管されていたという。しかしながらこの手順書の内容はスガモブリズン内での処刑手続きに限られており、遺体の行方や海洋散骨の事実を示す記述はなく、依然として7名の遺体・遺骨の情報はSebaldやHagenの証言に頼らざるを得ない状況にあった。

このような資料的空白にあって、現在、筆者はBC級戦犯⁵⁾横浜法廷(以下「横浜法廷とする」)の被告人弁

*日本大学生産工学部教養・基礎科学系専任講師

護制度に関する調査を進めており、その調査目的で2018年3月に筆者がNARAで行った資料検索の際に、偶然にも第8軍資料のなかからこの7名の遺体の行方を示す記録文書を手にすることができた。この記録文書は当時横浜に進駐していた第8軍需品部（Quartermaster Corp）慰霊部門（Memorial Division）の主任であり、7名の遺体対応を第108墓地登録小隊（the 108th Graves registration platoon）とともに行ったLuther Frierson少佐の報告書（A-5文書）である。少佐の報告書には、7名の遺体受領から太平洋に遺灰が散布されるまでの経緯が時系列で記載されており、内容もSebaldやHagenの証言とほぼ一致していた。さらには遺灰の散布海域として、「横浜の東の太平洋上約30マイルの地点に進み、広範囲に散布した」との情報も記載されていた。

この少佐の報告書以外にもNARAに保管されていた第8軍資料には、米極東軍司令部（Far East Command）が作成した刑死者の埋葬方法に関する指示書（本稿では「A-1文書」とする）や、東条ら7名の死亡証明書や遺体の本人確認書なども保存されていた。特に米極東軍司令部の埋葬指示書（A-1文書）には「米陸軍の管理下にある処刑された戦争犯罪人の遺体は、火葬され、その遺灰は海洋で秘密裏に処分される〔第2項〕）」との指示が記されており、7名の遺灰散布措置はこの埋葬指示書に基づいて行われたことが判明した。これまで資料的な裏付けができなかった7名の遺体の行方に関して、このNARA所蔵の第8軍資料は、東京裁判の刑死者処遇を知る上で貴重な資料といえよう。

そこで本稿では、これら7名の遺体対応を記録した第8軍資料の原文を紹介し、対日戦犯法廷研究における資料的意義について説明するとともに、併せて横浜法廷関連の刑死者処遇についても論及する。このように本稿で横浜法廷の刑死者処遇を論及する目的は、上述の米極東軍司令部の埋葬指示書（A-1文書）の内容を分析すると、文章中で用いられている「戦争犯罪人」の用語に関して、東京裁判の戦争犯罪人と横浜法廷などの戦争犯罪人との区別が付けられておらず、内容的に横浜法廷やマニラ法廷の刑死者も東京裁判刑の死者と同様に火葬・海上散骨措置とする内容になっているからである。このことから第8軍資料は、東京裁判の刑死者処遇資料ということの他に、横浜法廷などの米軍管轄下で処刑されたBC級戦犯刑死者にも関わる資料ともいえ、本稿ではこのことについての論証も併せて試みたい。

2. 資料の概況

本稿で紹介する7名の遺体処遇に関する資料は、現在、メリーランド州カレッジ・パーク（College Park）

にあるNARAの新館に保管されていたものである。資料の管理状況は第8軍資料として分類され、図1のようにNARAの保管ボックスにフォルダに収められていた。この保管ボックスの名称及び請求番号は次の通りである⁶⁾。

- ・ SERIES OR COLLECTION NAME: Records of U. S. Army Operational, Tactical, and Support Organizations (World War II and Thereafter). Eighth Army. Adjutant General Section. Security Classified Occupation Files
- ・ BOX TITLE: Eighth U. S. Army, 1944-56 Adjutant General Section
- ・ RECORD GROUP NUMBER: 338
- ・ ENTRY NUMBER: (A1)136
- ・ NATIONAL ARCHIVES IDENTIFIER: -
- ・ BOX: 1055
- ・ STACK: 290
- ・ ROW: 67
- ・ COMPARTMENT: 15
- ・ SHELF: 4

この保管ボックスの請求番号である“RECORD GROUP NUMBER”から、この資料内容は「第2次世界大戦以後の米陸軍第8軍の作戦・戦術・支援組織」に関するもので、本来の資料の所在元が第8軍総務部門であったことが分かる。そしてこの資料の機密解除時期は、1979年と考えられる。その理由として、保管ボックスに印字されているNNDコード（機密指定解除のための公開判定プロジェクト認証番号）が“795005”とあり、NARAのシステム上、このNNDコードの上二桁が“SECRET”解除の年を意味しているからである⁷⁾。

この保管ボックス内での資料の状況は、図1のように多数のフォルダが収められており、本稿で紹介する刑死



図1 保存ボックスの概況 筆者撮影

者資料は、そのうちの2つのフォルダに分けて入れられていた。なお、この2つのフォルダには刑死者資料とは無関係の文書も挟まれていたが、今回、本稿ではこれについては取り上げない。

この2つのフォルダのインデックスには、下記のようなタイトルがそれぞれに付されており、表記内容は以下の通りとなる。なお、これ以降、便宜上2つのフォルダの表記を「Aフォルダ」と「Bフォルダ」と仮称する。

Aフォルダ

SPECIAL-BINDER (特別バインダ), OCC⁸⁾, REPORTS OF INTERMENT AND ALLIED PAPER (埋葬報告書及び関連資料)”

Bフォルダ

OCC, TOJO H et al. (東条英機他)⁹⁾

そしてA、B各フォルダに挿入されていた文書は下記のもので、その内容の詳細は後述するとして、ここでは基本情報として文書のタイトルとその作成年月日などを紹介する。なおタイトルが明記されていない文書の場合は、その概要をタイトル代わりとし、文書の紹介順は一部の資料を除き(A-4文書)、基本的に日付順(昇順)とする。そして、便宜上、各文書には日付の昇順で「A-1」、「A-2」の番号を整理番号として付ける。因みにフォルダ内における文書の編綴順番は、A-4・A-3・A-4①②③・A-5・A-2・A-1の順番となっており、Aフォルダ内の文書は金属製ファスナーで一括して綴じられていた。

Aフォルダ

A-1 Final Disposition and Policies Governing Burial and Graves Registration of Executed War Criminals (処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針) /1948年8月13日付

A-2 Standard Operating Procedure “Final Disposition and Policies Governing Burial and Graves Registration of Executed War Criminals” (標準作業手順書「処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針」) /1948年12月1日付

A-3 無題 /Luther Frierson 少佐による遺体処理に関する簡易報告書 /1948年12月23日付

A-4 Reports of interment and allied paper (埋葬報告書及び関連資料) /1948年12月27日付

A-4① 東条英機ら7名の Report of Interment (埋葬報告書) /1948年12月27日付

A-4② 東条英機ら7名の Certificate (遺体の本人証明書) /1948年12月23日付¹⁰⁾

A-4③ 東条英機ら7名の Death Certificate (死亡証明書) /1948年12月23日付

A-5 Statement of Facts Concerning the Execution of Seven Japanese War Criminals, 23 December 1948 (1948年12月23日における7名の日本人戦争犯罪人の処刑に関する事実の陳述) /1949年1月4日付

Bフォルダ

B-1 Execution of Prisoners (被収監者の死刑執行) /1948年12月30日付

このようにAフォルダ内の資料は、何れの文書も処刑後の遺体処遇に関する文書で、本稿の「はじめに」でも紹介したように、A-5文書には7名の遺灰を「横浜の東の太平洋上約30マイルの地点に進み、広範囲に散布した」とする記述が残されていた。一方のBフォルダの資料は、内容的にスガモブリズン内での処刑時の様子を記録した文書であり、Bフォルダ内の処刑関連資料はこのB-1文書の1通のみとなる。このB-1文書は、内容的に永田が2013年に確認した「執行手順書」と重複する箇所もあるが、資料上の性質は異なり、永田の確認した資料が7名の処刑の「計画書」・「マニュアル書」的なものであるのに対して、B-1文書は処刑の「報告書」といえるものであった。またB-1文書と「執行手順書」を比較すると、立合人や係官の氏名に若干の違いも見られる。その詳細は文書解題で後述する。

3. 第8軍および第108墓地登録小隊の概要

AフォルダとBフォルダの各文書は、当時横浜に進駐していた第8軍需品部が主に作成・管理していた資料である。7名の火葬と遺灰の海洋散布を行った報告書(A-5文書)を作成したFrierson少佐はこの部隊に所属し、同じ需品部の第108墓地登録小隊と共に遺体対応を行っている。

この第108墓地登録小隊が所属する第8軍とは、GHQの戦争占領政策の実働部隊ともいえるべき組織で、接収した横浜税関本関(現、神奈川県横浜市中区海岸通1-1)に司令部を置き、日本占領任務を担った部隊である。第8軍の編成は1944年1月に行われ、1945年1月にRobert L. Eichelberger中將を司令官にして、米極東陸軍(USAFPE)の下、フィリピン戦(6月からは米太平洋陸軍(USAFPAC)に編入)で本格的な戦闘に参戦している。日本敗戦後の1945年8月26日にそれまでレイテにあった司令部を沖縄へ進め、8月30日に横浜へ移動している。この第8軍の占領管轄区は、当初、神奈川県・山梨県・長野県・新潟県以東の区域で、一方の西区域は第6軍が担当していたが、1946年1月1日

に第6軍の動員が解除され、以後第8軍が西区域を含む日本全土の占領任務を行っている。また戦争犯罪人への対応もこの第8軍が占領直後から行っており、例えばスガモプリズンや東京裁判の市ヶ谷法廷の施設管理、あるいはGHQ最高司令官の授権による横浜法廷の軍事委員の招集などが上げられる。これらの任務は、第8軍の上部組織が1947年1月1日に米太平洋陸軍から米極東軍に編成替えになった後も引き続き行われていた。そして1948年12月23日にこの第8軍の下で7名の処刑が行われ、その遺体対応に当たったのが第8軍の需品部第108墓地登録小隊である。

この需品部の米陸軍における役割は、軍隊で必要とする食料・衣服・燃料などの軍需品の補給を任務とし、1962年に米陸軍装備司令部（Army Materiel Command）が創設されてからは、需品部は兵器補給の任務から外されたが、その他、軍務に必要とされる多種多様な物品の調達・補給を行っている。第108墓地登録小隊はこの需品部に所属しており、当時接收していた旧制神奈川県立横浜第三中学校（現、神奈川県立緑が丘高等学校：神奈川県横浜市中央区本牧緑ヶ丘37番地）に駐屯して、日本本土空襲で撃墜されたB29の搭乗員や、日本国内の捕虜収容所で死亡した兵士たちの遺体・遺骨の回収作業などを行っていた。

この第108墓地登録小隊のような米兵の遺体対応部隊は第2次世界大戦中に各戦域に配置され、米陸軍の場合、1945年5月の時点において中隊（Company）規模で30以上、そして小隊（Platoon）としては11部隊が各戦域に配置されていたという¹¹⁾。このような米陸軍の取り組みは、戦没者の遺体を迅速かつ尊厳を以て遺族に返還するという、南北戦争以来の基本理念に基づくものであるが¹²⁾、その任務は多くの障害と危険を伴うものであった。特に国外戦ともなると回収作業は困難を極め、かつてはいったん現地に遺体を仮埋葬し、停戦後あるいは戦争終結後に掘り返して、家族の元に戻すという方法が取られていた。そのため仮埋葬に関する情報を一元的かつ正確に記録・管理することが求められ、このような任務のことを米軍では“Graves Registration（墓地登録）”といい、その任務を担ったのが本稿で取り上げている墓地登録部隊となる。その後、遺体の運搬能力の高度化・迅速化により、戦闘地での仮埋葬やその登録業務の必要性がなくなったため、1991年にはこの任務の呼称が“Graves Registration”から“Mortuary Affairs（霊安事務）”に変更されている¹³⁾。

この米陸軍における墓地登録任務は、米合衆国陸軍需品部（U. S. Army Quartermaster Corps）のホームページによると、アメリカにとって本格的な海外戦となった1898年の米西戦争に遡るとされる。この米西戦争では民間の葬儀業者による埋葬隊（Burial Corps）が編成さ

れ、戦地となったキューバに派遣されている。この埋葬隊の活動によって1,222名の戦没者遺体が本国に戻され、身元判明率は86%であったことが記録されている¹⁴⁾。この高い判明率の要因は、現地で遺体を仮埋葬する際に、その身元情報を入れたガラス瓶も一緒に埋め、発掘後、それを手掛かりに本人確認を行うという工夫が功を奏したといわれている¹⁵⁾。そして1899年の米比戦争に至っては、身元判明率が100%に達しており¹⁶⁾、これは従軍聖職者として米比戦争に参加したCharles C. Pierceの活躍によるものとされている。このPierceの本来の任務は、従軍聖職者として戦没者の葬儀を司ることであったが、司令官の命令でマニラ遺体安置・識別研究所（The Morgue and Identification Laboratory in Manila）の責任者も兼務することになり、熱帯気候における遺体保存方法の研究や、仮埋葬されていた身元不明遺体の本人確認作業に従事している。Pierceは遺体の確認作業に熱心に取り組んでいたようで、掘り出された遺体を自ら手に取って、身元特定につながる情報収集を行っていたという。この時の経験からPierceは個人情報に刻印した金属製の「認識票（ID tag）」の有効性に気づき、軍による認識票の一律支給と将兵に対する携行の義務付けを主張するなど¹⁷⁾、Pierceの取り組みと遺体識別作業から得られたノウハウは、今日の米軍における身元確認技術の嚆矢とされ、その貢献からPierceは“Father of Mortuary Affairs（遺体安置所の父）”と称されている¹⁸⁾。そして1912年になると戦没将兵の遺体回収及び埋葬管理は、これまでのような民間業者や個人に頼るのではなく、米陸軍需品部の軍務として組み込まれ、その直後に勃発した第1次世界大戦では需品部の墓地登録部隊として出動し、これまでとは比較にならない程の戦闘犠牲者が出たものの、戦没将兵の身元判明率は97%となったという¹⁹⁾。その一方で約39,000名の遺体が遺族の意思で本国に戻されることなく戦没地であるフランス、ベルギー、イギリスに埋葬されている。このように現地埋葬となった背景には、フランス側が遺体を掘り返すことによる衛生上の問題を懸念したことが要因と言われており²⁰⁾、現地での埋葬措置は、第2次世界大戦でも遺族の意思に基づいて行われていたが、米軍の戦没遺体を本国や家族に戻すという基本理念は変わることはなかった。例えば第2次世界大戦中に米軍は、新たに指紋照合による遺体の身元確認方法を導入し、確認作業の効率化と精度化を図っている。とはいえ第2次世界大戦での遺体回収作業は過酷を極め、特に太平洋戦線の激戦地では、負傷者の病院搬送が遺体搬出に優先され、遺体の身元確認が十分にできないまま死亡地点で埋葬せざるを得ない状況が多々あったようである²¹⁾。需品部のホームページによると、最も辛い任務は、フィリピン選における“パターン死の行進”で死没した将兵らの遺体

搜索であったという²²⁾。

このように墓地登録部隊は世界各地の戦場で自国の戦没将兵の遺体を回収し、横浜に駐屯した第108墓地登録小隊も日本国内の捕虜収容所で死亡した米兵や、日本本土空襲で撃墜死した搭乗員の遺体搜索と身元確認作業を行っていた。そのような部隊が1948年12月23日に処刑された7名の遺体対応を行っていたのである。

4. 文書解題

このように東条ら7名の遺体処遇は第108墓地登録小隊が担当したが、その際に用いた指示書や報告書が第8軍資料としてNARAに保管されていた。保管資料の概略は本稿「資料の概況」で述べたが、ここではそれらの文書の記述内容を紹介し、併せてそれらの資料的意義を考えていく。まずはAフォルダの文書から紹介を行い、それぞれの文書に振られた日付順にとり上げる。そして各文書の原文・拙訳及び文書画像も掲載する。

4.1 A-1 文書

【英文タイトル】Final Disposition and Policies Governing Burial and Graves Registration of Executed War Criminals（処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針）

【日付】1948年8月13日付

【発信】米極東軍司令部

【宛先】第8軍司令官、フィリピン軍司令官

【解題】この文書は米極東軍が作成したもので、書式上、米極東軍司令官Douglas MacArthur元帥（以下「マッカーサー」とする）の命令となっている。主な指示内容は、①A-1文書以前に出された刑死者の遺体対応に関する指示書の取消し（第1項）、②今後の刑死者の遺体は需品部の下で火葬を行い、遺灰は秘密裡に海洋散布する（第2項）、そして如何なる場合にも日本側に遺体は渡さない、③拘禁中に死亡した者のうち、死刑被宣告者の場合は第2項と同じ措置とし、審理中または未決者の場合は日本側に遺体を引き渡す、④埋葬済みの遺体は掘り起こし、第2項の指示に従って火葬の上、遺灰は秘密裡に海洋散布する（第4項）ということが指示されていた。

次にこのA-1文書の各指示内容と資料的意義についての解説をする。

4.1.1 A-1 文書の資料的位置づけ

このA-1文書は米極東軍司令部が隷下の第8軍司令部と米フィリピン軍司令部に宛てたものである。そのため米極東軍司令部ではこの文書を複数部作成したようで、そのうちの1通が第8軍司令部に送達され、そして

もう1通が米フィリピン軍司令部に送達されたと思われる。本稿で紹介しているA-1文書は、その第8軍に送達された文書となる。なお1982年にフクミツ・ミノル氏が公刊した『将軍山下奉文』には、米フィリピン軍司令部に宛てた方のもと思われる資料画像が掲載されており、フクミツによればその資料は1975年10月にNARAで入手し、その前年の1974年に機密解除されたばかりの文書であったとしている²³⁾。管見の限りこのフクミツの著書が、1948年8月13日付けの米極東軍司令部文書を紹介した最初のものかと思われる。ただし同書でのこの文書に関する記述は限られているため、本稿では第8軍資料の文書に基づいて、米極東軍司令部の指示内容を紹介するとともに内容解説を行う。

4.1.2 A-1 文書第1項の指示内容とその影響

A-1文書第1項の内容は前述の通り、A-1文書以前に出されていた刑死者の遺体対応に関する既出文書の取消しを指示したものである。取消しの対象となった文書は、A-1文書第1項自体にも明記されている「米太平洋陸軍総司令部、AG 293（1946年3月13日）QMP、1946年3月13日付けの件名『戦争犯罪人として有罪判決を受け処刑された日本人およびその他の国民の埋葬および墓地の登録を管理する方針』（以下「1946年3月13日付け指針」とする）となる。現在、筆者の方でこの文書の内容確認はできていないが、上坂冬子氏が公刊した著書のなかで、その内容の一部を紹介している²⁴⁾。それによるとこの文書には、刑死者の埋葬方法に関する具体的な指示が記されており、刑死者のうち絞首刑の遺体については襟章や肩章などの階級を表す一切を剥がして埋葬し、銃殺刑の場合は階級を表す衣服のまま葬とすることが書かれていたという。この上坂情報からすると、A-1文書が出される前の刑死者遺体は火葬・散骨ではなく、何らかの方法で埋葬されていたことになる。後述するA-1文書第4項にも「処刑された戦争犯罪人の遺体は、可能な限り早急に掘り出し、上記第2項で示したように処分されることが望まれる」とあることから、当初米軍は、刑死者遺体を墓地埋葬していたと考え、A-1文書第1項はこのような墓地埋葬措置を取消したということになる。

因みにこのA-1文書が出される以前に、横浜法廷とマニラ法廷関係者の処刑が既に行われており、彼らの遺体は1946年3月13日付指針に基づいて埋葬されていたと考えられる。つまりA-1文書は先行して行われていたBC級戦犯の埋葬措置を取消し、さらには埋葬済み遺体の掘り出しを指示しているなど、A-1文書を始めとする第8軍の刑死者対応資料は、東京裁判刑死者だけでなくBC級戦犯刑死者にも関わる資料といえるのである。なお、このBC級戦犯の刑死者処遇の詳細について

は、本稿 4.1.4 で後述する。

4.1.3 A-1 文書第 2 項の指示内容とその背景

A-1 文書第 2 項の内容は、1948 年 8 月 13 日以降の刑死者遺体は火葬に付し、遺灰は秘密裡に海洋処分することを指示するもので、上述の第 1 項で取消した墓地埋葬に代わる新たな措置方法を示した内容となる。加えてこの第 2 項では、刑死者遺体に関する情報の徹底的な秘密保持を求めており、遺体が部外者に持ち出されることを防ぎ、なおかつ遺体の身元、処分方法、場所は絶対に明かしてはならないことも指示している。このような遺体の火葬及び遺灰の海洋処分、そして処分方法の一切合切を秘匿するという措置は、遺族や関係者による遺骨入手を完全に封じるものであり、この第 2 項の内容は刑死者のいかなる遺物をも絶対に日本側に渡さないという、米軍側の強い意志の表れといえよう。

では、なぜ米軍はこのような強硬な態度をとったのであろうか。考えられる要因としては、東京裁判に先行して行われたドイツ・ニュルンベルク裁判の影響が考えられる。ニュルンベルク裁判は 1946 年 9 月 30 日に死刑宣告が下され、処刑は 1946 年 10 月 16 日に行われており、この時の刑死者の遺体は A-1 文書第 2 項と同じく、駐独米軍墓地登録部隊によって秘密裡に火葬され²⁵⁾、遺灰はミュンヘン郊外の河川に散布されている²⁶⁾。このドイツでの米軍側による遺灰散布行為は、Hermann Göring の「自身の骨は殉教者として大理石の棺に入れられるだろう」²⁷⁾とする発言にあるように、処刑された戦争指導者たちの崇敬・神格化を懸念した、米軍の対抗措置との見方もある。現時点で米軍側が日本人戦争指導者に対しても、このような見方をしていたことを示す資料は確認できていないが、ニュルンベルク裁判の後続裁判にあたる東京裁判にとって、ドイツにおける処刑された戦争指導者の措置を先例とした可能性は十分に考えられる。ただし本稿の冒頭で指摘した通り、A-1 文書の指示内容は東京裁判の戦争指導者だけではなく、捕虜虐待などの通常の戦争犯罪で起訴された BC 級戦犯も対象となっており、刑死者遺体の火葬と遺灰の海洋散布の目的が、もし戦争指導者の崇敬・神格化の阻止にあったとするならば、BC 級戦犯の刑死者は東京裁判の煽りを受けたものといえる。

なお、このような刑死者遺体を火葬・散骨する措置について、David L. Howell ハーバード大学教授（日本史）は、この措置が当時の米陸軍省のマニュアル書に反する可能性が高いことを指摘している²⁸⁾。Howell によると 1947 年 11 月 9 日に米陸軍省が出した軍事上の処刑手続に関するマニュアル書には、「刑死者の近親者またはその他の関係者が遺体の引取を希望する場合には、執行者として指名された士官は、可能ならば埋葬のためにその

引渡しを許可する。そのような要求がない場合は、適切と思われかつ関連規則によって認められた駐屯地、民間人の墓地、または死没地に埋葬するようにする」²⁹⁾とあり、遺体を秘密裡に火葬・散骨することを指示した A-1 文書第 2 項の内容は、米陸軍省のマニュアル書との整合性が取れていないとしている。そして Howell は、この散骨の目的が戦争指導者の崇敬・神格化阻止にあったとするならば、結局は東条ら戦争指導者は靖国神社に合祀されており、崇敬・神格化の阻止という考えは「欠陥のある論理 (faulty logic)」であって、戦争指導者らの追悼 (memorialize) の阻止にはならなかったと述べている³⁰⁾。

何れにしてもこの A-1 文書が出された 1948 年 8 月 13 日は、4 月 16 日に東京裁判が結審した後の休廷期間にあたり、戦争指導者である被告人らの判決の言い渡しを待つ状態であったことから、東条らの死刑宣告が確実に視されるなかで、A-1 文書での遺体の火葬・散骨指示は、戦争指導者の刑死者対応を意識したものであった可能性が十分に考えられるといえよう。

4.1.4 A-1 文書第 4 項の埋葬済み遺体の対応指示

A-1 文書第 4 項の内容は、既に埋葬された刑死者の遺体を掘り起こし、火葬の上、秘密裡に遺灰を海洋散布するよう指示するものである。第 2 項と同様に米軍側の戦犯刑死者に対する厳しい姿勢を改めて認識させる内容である。

この A-1 文書が出された 1948 年 8 月 13 日時点で、第 4 項の指示に該当する刑死者の埋葬遺体は存在しており、マニラ法廷関係では既に 1946 年 2 月 23 日の山下奉文大将の処刑を最初に本間雅晴中将（1946 年 4 月 3 日処刑）ら多数の処刑が行われており、また横浜法廷では 1946 年 4 月 26 日の由利敬大尉の処刑を始めに 13 名の刑の執行が行われている。そして彼らの遺体は上述の通り（本稿 4.1.2）、何らかの形式で米軍管理下の墓地に埋葬されたと考えられるが、実際にこの第 4 項の指示通りに、米軍が埋葬済みの遺体を掘り起こしたかについては、それを示す公文書の確認はできていない。ただし 1953 年に井上忠男氏がスガモブリズンで処刑された刑死者遺体の行方を調査しており、非常に興味深い推測を下している。この井上は陸軍中佐として敗戦を迎え、戦後は戦犯法廷における被告人支援や、旧厚生省引揚援護局法務調査室長を歴任するなど戦犯支援業務に携わった人物である。また、現在、東京・竹橋の国立公文書館には膨大な戦犯関連資料が所蔵されているが、この資料収集作業にも井上は参画している。この井上が刑死者遺体の行方を調査するきっかけは、1953 年 10 月にスガモブリズンの収監者から、刑死者の遺骨が横浜久保山火葬場内に埋葬されているという情報が寄せられたことによ

る。井上は直ちに久保山火葬場の飛田美善場長に聞き取りを行い、飛田から横浜市内の埋葬地から掘り出されたとする刑死者遺体を土の付いたまま火葬したことがあるとの証言が得られたとされる³¹⁾。ところで、この飛田が証言した刑死者遺体の火葬情報は、A-1文書第2項にあるように本来は極秘事項である。では、なぜ飛田がこのような情報を知り得たかという、飛田によれば、久保山火葬場は1945年10月から1948年4月1日まで米軍に接收されていたが、接收中も飛田ら日本人職員が火葬場に勤務し続けており、その間も一般市民や米軍関係者の火葬業務に携っていたという。そして接收解除後も「米兵扱い」の遺体搬入があり、日本人職員の間では、そのなかにスガモプリズンの刑死者遺体を持ち込まれていたことは当時から気づいていたとされ³²⁾、飛田が井上に行った証言はこのような火葬業務上で知り得たものとされる。なお後述するが、この飛田は1948年12月23日の東条ら7名の火葬作業に携わった人物として知られている³³⁾。

この飛田らの証言に基づく井上の調査概要は、『嗚呼殉国六十烈士』というスガモプリズン刑死者の慰霊団体が刊行した文献に詳述されている。それによるとまず井上は火葬場の操業記録簿である火葬台帳を手掛かりに、(1)「米軍扱い」として搬入された遺体の火葬日と、(2)スガモプリズンでの戦犯処刑日の照合を行っている。その結果、A-1文書が出された日以降は、(1)と(2)の両者の日にちがすべて一致し、火葬場に搬入された遺体数とスガモプリズンでの刑死者数も一致したという³⁴⁾。具体的には、マニラ法廷で銃殺刑宣告を受け、スガモプリズンに移送されていた尾家剣大佐の処刑が、A-1文書が出された同じ日にあたる1948年10月13日に、東京・六本木の米軍射撃場で行われている。この「10月13日」に関して久保山火葬場の台帳には、「米国人」1名の遺体の搬入があったことが記録されており、井上はこの搬入遺体が尾家のものとしている。さらに井上によるとこの10月13日には、これとは別に14体もの「米国人」とする遺体搬入の記録が火葬場台帳上確認できるとし、井上はこの14体の遺体が1948年10月13日以前に処刑された刑死者遺体の可能性を指摘している（なお井上は、14体のうち1体は戦犯刑死者ではなく、敗戦直後に北海道で駐留米兵を殺害し、米軍軍法会議で死刑宣告を受けた人物の遺体と推測している³⁵⁾³⁶⁾）。この井上の調査概要を読む限りA-1文書そのものに対する言及がないため、井上自身はこの文書の存在を把握していなかったようだが、井上によるこの調査概要からしても、米軍がA-1文書第4項の指示通りに埋葬済みの13名の刑死者遺体の掘り起こしを行った可能性がかなり高いと考えられる³⁷⁾。

因みに、共同通信社の野見山剛記者が2021年に行っ

た調査では、東京・永田町の国立国会図書館が所蔵するGHQ資料の複写物（マイクロチップ資料）のなかに、1948年8月21日にスガモプリズンで処刑されたBC級戦犯10名の遺体と、そして同じく11月6日に処刑された同2名の遺体の受領書が存在していることを確認している。野見山によれば、この書類の受領者は東条ら7名の遺灰を洋上散布したFrierson少佐であったという。このように、BC級戦犯の遺体の受領者と、東条ら7名の遺体の受領者が同一人物であることから、野見山はBC級戦犯刑死者も東条らと同じ手続きで火葬・散骨された可能性を指摘している³⁸⁾。また1952年にGHQ法務局のGeorge T. Hagenが井上に対して、BC級戦犯の遺骨も太平洋に散布したとする非公式の説明を行ったとする証言もあるなど³⁹⁾、BC級戦犯も東条らと同様の措置が取られたと考えられる。

このようにA-1文書の内容を分析すると、NARAに保管されていた7名の遺体対応に関する資料は、東京裁判だけでなく米軍管轄下のBC級戦犯刑死者にも関わる資料として見て取ることができる。本稿の「はじめに」で述べた通り、A-1文書では「戦争犯罪人」の用語に、「東京裁判の戦争犯罪人」と「横浜法廷の戦争犯罪人」の明確な区別はつけられておらず、さらには第4項が指示する埋葬済み遺体の対応は、明らかに既に処刑されていたBC級戦犯を意識したものといえよう。なおスガモプリズンにおけるBC級戦犯の処刑は1950年4月7日が最後で、その間、1948年8月13日出されたこのA-1文書が最後まで変更なく適用されていたかはどうか、現時点では確認できない。何れにしてもA-1文書が出されたことによる影響はBC級戦犯刑死者にも多分にあったと見るべきであり、このA-1文書資料的性格は東京裁判における刑死者処遇はもちろんのこと、これまで十分に把握されてこなかったBC級戦犯横浜法廷やマニラ法廷の刑死者処遇を把握する上で、重要な資料として位置づけられるものと考えられる。

4.2 A-2文書

【英文タイトル】Standard Operating Procedure “Final Disposition and Policies Governing Burial and Graves Registration of Executed War Criminals”（標準作業手順書「処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針」）

【日付】1948年12月1日付

【発信】第8軍司令部

【宛先】スガモプリズン所長

【解題】このA-2文書は書式およびその内容から、A-1文書の指示内容に基づき第8軍司令部が作成したものと思われ、書式上、第8軍司令官Walton Harris Walker中将の命令となっている。上述のA-1文書が遺

体対応に関する「指針書」であるのに対して、このA-2文書はそれを具体化した「手引書」的なものにあたる。実際、7名の遺体の処遇はこのA-2文書に基づいて行われている。

このA-2文書によると、スガモプリズン内での死亡者の遺体は需品部で扱うことが指示されている（第2項）。具体的には、遺体はスガモプリズンから搬出する前に、需品部専用の遺体登録用紙2通に遺体の氏名・階級の記入と指紋の採取を行い、その後第108墓地登録小隊が派遣する警備兵と輸送トラックを用いて小隊の駐屯地に搬入し、処分のための準備を厳重な管理の下で行うよう指示している（第7項）。そしてスガモプリズンから第108墓地登録小隊に回される遺体のうち、法廷での審理中であって、なおかつ刑の宣告前に死亡した被告人の遺体は、小隊での手続きが済んだ後に日本側に引き渡すこと（第6項）、死刑執行による遺体と、死刑を宣告されてその拘禁中に死亡した者の遺体は、日本側に引き渡すことなく、火葬にして秘密裡に遺灰を海洋散布することが指示されている（第4項）。

この遺灰の海洋散布について、さらに具体的な作業指示を出しているのが第7項fである。これによると遺灰の散布方法は、日本人が搭乗・乗船していない第8軍の連絡用飛行機か、船舶を利用し、散布にあたっては需品部が指名する佐官級の将校が行うよう指示されている。実際、12月23日の7名の遺灰は飛行機による散布が行われており、これは第7項fの指示に基づくものである。またその際に利用した飛行機は、現在の横浜市中区若葉町一帯にあった第8軍専用の飛行場から飛び立ったものと思われる。この第8軍専用飛行場の位置は、第8軍司令部から直線距離にして2km弱、そして久保山火葬場からも同じく2km地点のところにあった。

4.3 A-3文書

【英文タイトル】なし

【日付】1948年12月23日付

【発信】Luther Frierson 少佐

【宛先】不詳

【解題】このA-3文書は、7名の遺灰を海洋散布したLuther Frierson 少佐⁴⁰⁾による自署付きの報告書である。宛先は明記されていないが、A-2文書第7項fの指示によると、「需品部に指名された佐官級将校が火葬を監督し、自ら遺灰を撒き、需品部にその旨の証明書を提出する）」としてあるため、少佐はこの指示に則って「証明書」としてのA-3文書を作成し、需品部に提出したものである。

このA-3文書の内容は非常に簡潔であり、少佐は2週間後の1949年1月4日に改めて詳細な報告書（A-5文書）を作成している。この報告書については本稿で4.5

で後述する。何れにしてもこのA-3文書の資料的意義は、この文書に付された日付から、7名の遺体対応が23日にすべて完了したことが確認できることにある。

4.4 A-4文書

【英文タイトル】Reports of interment and allied paper（埋葬報告書及び関連資料）

【日付】1948年12月27日付

【発信】第8軍需品部

【宛先】陸軍省需品部

【解題】このA-4文書の内容は横浜の第8軍需品部がワシントン D. C.にある陸軍省需品部に宛てた12月13日の処刑報告書で、極めて簡潔にまとめられている。日付などが鉛筆書きでされているなど、一見すると下書き文書とも思える体裁となっている。

A-4文書を読むと、この文書には添付資料があることが記述されており、その文書名として「Certificate of processing（処置証明書）」、「ROI（= Report of Interment: 埋葬報告書）, death certificates（死亡証明書）& certification of identification for each remains（各遺体の本人証明書）」が記されていた。因みにA-2文書第7項によると、「スガモプリズンから遺体を搬出する前に、氏名、階級、指紋をWD QMC 書式1042（正副2通）に記録する」との指示があり、このA-4文書は、正副2通作成されたうちの1通で、ワシントン D. C.にある陸軍省に提出する際に作成した文書の下書きとも考えられる。

なおNARAの保管ボックスには、このA-4文書が1枚収められているだけで、記載されている添付資料は一緒に綴じられていなかった。ただし、この添付資料についてはA-4文書とは一緒に綴じられていなかったものの、Aファイルのなかに土肥原、広田、板垣、木村、松井、武藤、東条らそれぞれの① Report of Interment（埋葬報告書）、② Certificate（遺体の本人証明書）、③ Death Certificate（死亡証明書）の3つの文書が単独で収められていた。おそらく、A-4文書に記載されている添付資料とは、この①②③の各文書を指すものと考えられ、本来はA-4文書に付属する形で綴じられていたが、何らかの理由で外れてしまい、現状に至ったものと思われる。なおA-4文書に記載されている添付資料のうち「Certificate of processing（処置証明書）」については、Aファイルのなかに該当する文書が見当たらず、現時点ではどのような文書なのか不詳である。

このA-1文書の添付資料と思われるこれらの①②③の各文書は、個人ごとに整理分類されてホッチキス止めされていた。以下、この①～③の各文書の記載をみていく。

4.4.1 A-4①文書

【英文タイトル】 Report of Interment (埋葬報告書)

【日付】 1948 年 12 月 27 日付

【発信】 —

【宛先】 —

【解題】 この書類のフォーマットは、本来は米陸軍需品部の遺体登録用のもので、米兵戦没者遺体の身元を特定するための情報記入欄が両面に印刷されている。表面には米軍兵士らが身に着けている「認識票 (ID tag)」の記入欄が、そして裏面には 10 本の指の全ての指紋を採取する欄や、歯の治療痕を記録するための歯形のイラストも施されている。

遺体対応のマニュアル書である前述の A-2 文書第 7 項 (本稿 4.2 参照) では「スガモプリズンから遺体を搬出する前に、氏名、階級、指紋を WD QMC 書式 1042 (正副 2 通) に記録する」との指示があり、A-4 ①文書はこの指示に基づいて、米兵戦没者の遺体登録用紙を転用して作成されたと思われる。

A-4 ①文書では 7 名全員分の書類が作成されており、それぞれの書類の記載内容は本人の名前を除き全て同じ内容であった。参考のために記載欄及びその内容について、氏名欄を除き下に抜き書きする。《》の記述は遺体登録用紙で求められている情報項目で、《》の下に記述は実際に記載されていた刑死者の情報である。

《 DATE OF REPORT (作成日) 》

27 December 1948

《 ORGANIZATION (組織) 》

Imperial Japanese Government

《 RACE (人種) 》

Yellow

《 IF OTHER THAN U. S. DEAD, GIVE NAME OF COUNTRY (米国以外で死亡した場合、その国名) 》

Japan

《 PLACE OF DEATH (死亡地) 》

Sugamo Prison Tokyo, Japan

《 CAUSE OF DEATH (死因) 》

Execution by hanging

《 DATE OF DEATH (死亡日時) 》

23 December 1948

《 IF NO TAGS FOUND ON BODY, DESCRIBE

MEANS OF IDENTIFICATION [If unidentified, fill in section 3 on reverse] (遺体にタグがない場合、識別のための手段を記述 [未確認の場合、裏面 3 項に記載]) 》

LEE P. VINCENT, 0-1017867 1st Lt., CMP

《 空欄 》

Remains disposed of as per ltr, GHQ, FEC, AG 293 (28 June 48) QM-M, 13 Aug 48, subj: Final Disposition and Policies Governing Burial and Graves Registration of Executed War Criminals

(遺体は GHQ, FEC, AG (48 年 6 月 28 日) QM-M, 48 年 8 月 13 日, 件名: 処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針の通り処分を行った。)

《 SIGNATURE OF PERSON PREPARING REPORT (報告書作成者の署名) 》

Elizabeth W. Perry 自署

《 SIGNATURE OF GRS OFFICER VERIFYING REPORT (報告書を検証する墓地登録隊員の署名) 》

LUTHER FRIERSON, Major, QMC 自署

以上が A-4 ①文書の表面の記載内容である。なお報告書の検証者として、第 8 軍需品部慰霊部門の主任 Frierson 少佐が署名している。

裏面には処刑された 7 名の全指の指紋が採取されている。A-2 文書第 7 項ではスガモプリズンから遺体を搬出する前に、それぞれの指紋を採取するようが指示されていることから、A-4 ①文書の裏面の指紋は死後に採取されたものと思われる。

なお刑死者の指紋資料については A-4 ①文書とは別に、スガモプリズンの管理者側で作成した指紋資料の存在が永田によって確認されている。この指紋資料はスガモプリズンで使用されていた拘禁者用の指紋採取用紙を用いて作成したもので、第 8 軍の巣鴨プリズン記録 (Sugamo Prison Records) 資料群のなかに収められている。つまり指紋資料は、刑を執行したスガモプリズン側と、遺体対応をする需品部第 108 墓地登録小隊側の双方で作成していたことになる。このスガモプリズン側で作成された指紋資料は、現在アメリカにある米憲兵隊博物館にも保管されているようで、John G. Roos 氏の著書に、同博物館に展示されている東条の指紋資料画像が掲載されている⁴¹⁾。このように東条ら 7 名の指紋資料は複数存在しているようである。

4.4.2 A-4②文書

【英文タイトル】 Certificate（遺体の本人証明書）

【日付】 1948 年 12 月 23 日付

【発信】 —

【宛先】 —

【解題】 この文書は、遺体の身元が処刑された本人であることを証明するものである。証明者は Lee P. Vincent 中尉で、この人物はスガモプリズンの看守を務めた人物である。証明書には遺体が本人に間違いのないことと理由が記されており、その根拠としては中尉が 22 か月間の監視任務で得られた東条ら 7 名との面識を上げている。また、この本人確認作業の立合人として Frierson 少佐が署名している。

なおこの文書の書式・記述内容は巣鴨プリズン記録 (Sugamo Prison Records) の資料群に保管されているものと同じである。

4.4.3 A-4③文書

【英文タイトル】 Death Certificate（死亡証明書）

【日付】 1948 年 12 月 23 日付

【発信】 —

【宛先】 —

【解題】 この文書は、刑死者の死亡証明書で、それぞれの刑の執行時間と死亡時間が秒単位で記載されている。土肥原、松井、武藤、東条ら 4 名の刑の執行時間は午前 0 時 01 分 30 秒に、そして広田、板垣、木村ら 3 名は午前 0 時 20 分に行われたことが各証明書に記されている。また死亡時間も秒単位で記されており⁴²⁾、いずれの死亡証明にも 2 名の医務官のサインが付されている。

4.5 A-5 文書

【英文タイトル】 A-5 Statement of Facts Concerning the Execution of Seven Japanese War Criminals, 23 December 1948（1948 年 12 月 23 日における 7 名の日本人戦争犯罪人の処刑に関する事実の陳述）

【日付】 1949 年 1 月 4 日付

【発信】 第 8 軍需品部 Luther Frierson 少佐

【宛先】 第 8 軍需品部本部

【解題】 この A-5 文書は 7 名の遺体がスガモプリズンから搬出され、久保山火葬場での火葬後に遺灰が太平洋に散布されるまでの過程を詳細に記した報告書である。作成者は Frierson 少佐で、ここでの少佐の肩書は第 8 軍需品部慰霊部門 (Memorial Division) の主任と記されている。この A-5 文書の内容は、遺体の監視と火葬任務に携わった者しか知り得ない情報が記載されており、更にはその記載内容に間違いがないことを証明するために、遺体搬送に携わった第 108 墓地登録小隊隊員ら

による内容確認のサインが付されている。この A-5 文書によると、隊員がサインをする際には、少佐が隊員に対して報告内容を読み上げ、そして彼らに確認させた上でのサインであることが添書きされている。ところでこのサインには興味深い点がある。それは隊員による内容確認サインの対象が A-5 文書第 1 項 g, h, i, j, k に対してであり、7 名の遺灰を海洋散布したことを記した同項 l については、隊員らの確認対象から外されていることである。おそらくこの措置は遺灰散布情報の秘密性を保つためのものと考えられ、隊員にすら公にできなかったようである。このことから遺灰散布行為と散布地点を把握する当事者は、少佐と連絡機の操縦士だけとなる。

4.5.1 遺体の搬送ルートの判明

少佐の報告書である A-5 文書から明らかになったことは、まず 1 つ目に上げられるのは、刑死者の遺体がスガモプリズンを出発してから、横浜の久保山火葬場に至るまでの詳細である。報告書によれば、遺体と警備将兵を載せた車列は 12 月 23 日午前 2 時 10 分にスガモプリズンを出発し、午前 3 時 40 分に現在の横浜市中区本牧緑ヶ丘 37 番地にあった第 108 墓地登録小隊の施設に到着したとある。その間、施設内で遺体の最終確認を行い、午前 7 時 25 分に施設より久保山火葬場へ出発し、午前 7 時 55 分に火葬場着。そして 7 名の遺体が火葬炉に入れられたのは午前 8 時 5 分と報告されている。なお火葬場内の動向や遺灰の海洋散布の時刻は記されていない。

このように、遺体がスガモプリズンから、いったん第 108 墓地登録小隊の施設に搬入されていたことは、これまで把握されておらず、当時の新聞報道では読売新聞が「横浜市中区矢口台の米軍墓地に向かった」⁴³⁾と報じたり、あるいは取材目的の新聞記者をまくために、遺体はいったん神奈川県川崎の進駐軍の基地に入ったとする、久保山火葬場から東条らの遺灰の入手を試みた三文字正平弁護士証言が知られている⁴⁴⁾。しかしながら少佐の報告書からは、遺体の搬入先は米軍墓地や川崎ではなく、横浜市中区本牧緑ヶ丘の第 108 墓地登録小隊の施設であり、そして久保山火葬場に直接向かわなかった理由

表 1 A-5 文書に記載されていた遺体の動向を示す時刻

時 間	遺体の動向
午前 2 時 10 分	スガモプリズン出発
午前 3 時 40 分	第 108 墓地登録小隊施設到着
午前 7 時 25 分	第 108 墓地登録小隊施設出発
午前 7 時 55 分	久保山火葬場到着
午前 8 時 05 分	遺体の入炉

は新聞記者をまくためでなく、A-2文書第7項dの「遺体は第108需品部墓地登録小隊が占有する区域に搬送され、処分のための最終準備が行われる間、厳重な警備体制の下に置かれる」という指示に従っていたに過ぎなかったことが読み取れる。

4.5.2 遺体輸送と第108墓地登録小隊施設、火葬場内の警備態勢

少佐の報告書では遺体搬送の警備態勢や、第108墓地登録小隊施設内及び火葬場内での警備態勢についても報告されており、輸送トラックの重量、台数、乗員配置や、武装した16名の下士官兵が随行したことも記録されている。これはA-1文書第2項で指示する「処刑後、権限のない者による遺体の取り替えや持ち出しを防止する十分な警備措置」を厳格に順守したものといえよう。そのため少佐の報告書には、日本人の動向に関する記述もある。それによると（A-5文書第2項）、数名の報道カメラマンがスガモプリズン入口付近にいたこと、東京から横浜の間にも報道関係者と思われる人物が所々にいたこと、火葬場の入口には8名の日本人報道関係者がおり、少佐がこの8名に対して、護送隊のトラックや人員の撮影は認めないと説明すると、彼らはそのまま立ち去ったことが報告されている。なお火葬場内における日本人職員の動向を示す記述は一切なく、火葬炉の操作など施設器機の運用者が日本人であったかについての記述もない。

4.5.3 遺灰の処置

少佐の報告書によれば火葬後の遺灰は、「窯のなかから遺骨のすべてを取り除いた。遺骨のごく一部の見落としをも防ぐために、特別な注意が払われた（A-5文書第1項k）」とある。そして集めた遺骨は「本官自らが遺骨を別々に骨壺に入れた。骨壺は、通常業務で用いるために第8軍需品部で予め調達していた500個の管理品から用意したものである（A-5文書第1項k）」と、遺灰を骨壺に入れる作業は少佐が自ら行ったことが報告されている。

その後の遺灰の行方については、「火葬された遺骨の入った骨壺は、護衛の下に第8軍連絡飛行場に搬送され、第8軍連絡機操縦士の1名が操縦する連絡機に搭載し、本官自身も搭乗した。本官らは横浜の東の太平洋上約30マイルの地点に進み、本官自身が、GHQ・FEC・AG293（48年6月28日）、QM-M1948年8月13日の書簡に従って、火葬された遺骨を広範囲に散布した（A-5文書第1項l）」とあり、7名の刑死者の遺灰は太平洋に散布されたことが報告されている。

なお少佐が報告する「横浜の東の太平洋上約30マイルの地点（a point approximately 30 miles over the

Pacific Ocean east of Yokohama）」であるが、この「30マイル」をメートル換算すると約48キロメートルとなる。少佐が骨壺を携えて飛び立った飛行場を上述の横浜市中区若葉町にあった第8軍専用飛行場と仮定した場合、この飛行場から約48キロメートル地点は図2の緑矢印で示した房総半島の陸地となり、遺灰を「海上に撒いた」とする少佐の報告と矛盾する。加えて米極東軍司令部からは、遺灰は「海上散布」するようA-1文書とA-2文書で指示されていることから、房総半島上空の散布は不自然である。そのため私見では、少佐のいう「横浜の東の太平洋上約30マイルの地点」とは、「横浜の東方に位置する太平洋岸から約30マイルの地点」と読み直して、図2の白矢印で示した海域ではないかと推測する。

ところでこのA-5には、第8軍高級副官のJ. W. Donnell大佐が、同軍総務部のT. R. Blackwell大尉に宛てた鉛筆書きのメモが添付されており、そこには“*Incorporate these papers in the hq. file & cross index as necessary to assure ready reference. I want these available at any future time to refute any possible claim that one or more of these war Criminals are still alive or that anyone has all or any part of their ashes.*（これらの書類を司令部のファイルに入れ、そしてクロスインデックスを付けて、必要に応じてすぐに参照できるようにしておくこと。これらの戦犯の一人または複数はまだ生きていたりか、誰かが彼らの遺灰の全部または一部を所持しているといった想定され得る主張を反駁するために、将来いつでもこの書類を利用できるようにしておくことを本官は望む。）”⁴⁵⁾と記されている。このメモから米軍は、A-5文書を単なる「報告書」として保管するだけでなく、東条らの生存説や遺灰の存在説が生じた際の否定証拠として利用しようとした意図が窺われる。

その一方で、現在、静岡県熱海市の興亜観音や愛知県

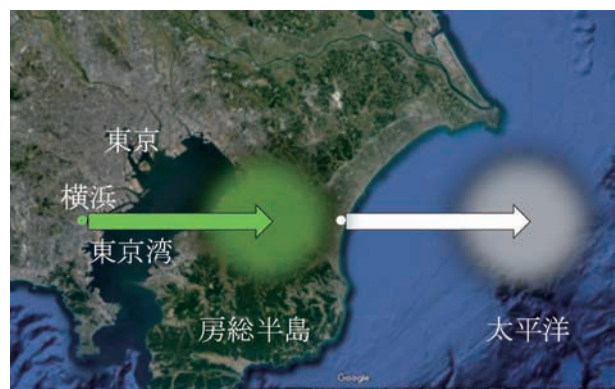


図2 推測される散布地点

図中の矢印の長さが30mile（約48km）を表す。A-5文書の記述から、白矢印の先端部の周辺に遺灰を散布したと推測される。Google マップに基づき作成。

西尾市の殉国七士廟には、7名の刑死者のものとされる遺骨が祀られている。この祀られている遺骨は、何れも三文字（本稿 4.1.1 参照）が12月25日から26日の深夜に火葬場から密かに持ち出したものとされ、その手配を行ったのが、火葬場長を務めていた飛田（本稿 4.1.4 参照）といわれている。三文字はこの遺骨入手の経緯を手記にしており、次のようなことを記している⁴⁶⁾。それによると7名の遺体が火葬された23日には、飛田を含む4名の日本人職員が火葬場への入場が許され、火葬開始後、飛田だけが米軍の指示により火葬状況を確認するために窯の後部に回されたという。そして約1時間半後、米将校の監視の下で白骨化した7名の遺骨が飛田ら日本人職員4人によって窯の前に並べられ、この時に飛田らは米兵の眼をかすめて、7名の遺骨の一部ずつを7つの骨壺に納めることに成功したとされる。ところが三文字手記によると、日本人職員らがその骨壺を隠していた場所で香をたいたために、米兵が骨壺を発見し、没収して行ったことが記されている。この没収された遺骨の措置・行方については、三文字手記では何も言及していないが、手記には窯の前に並べられていたと思われる遺骨のその後に関して「米兵は火葬にした遺骨各一人分を一部宛鉄鉢と鉄棒粉碎して深さ約二寸巾約四寸長訳六寸位の黒塗の小箱に納めて番号を付し米兵が持ち去り残骨全部を一纏として火葬場付属の行路病者等遺骨引取人無き者の骨捨場に遺棄されたのである。飛田場長の報告をうけた私は遺憾やるせなく十二月二十五、六日の暗夜市川師⁴⁷⁾と共に飛田氏に伴われて遺骨の遺棄された場所に忍び込んだ。当時は、野犬の群れが吠え立てて誠に物騒千万であった。骨捨場と言うのは約二坪位深さ十二、三尺のコンクリート作り、骨を投入する口は幅三寸位長一尺位の長方形でその上に御影石の花立が乗せて塞いでいる。花立を動かして見ると底の方に真新しい白骨が相当量あったのを火葬場で用いる火かき棒に空罐をつけて苦心してすくい取って普通の骨壺一個に一杯拾い上げたのである」⁴⁸⁾と、記されている。つまり三文字のこの手記によると、三文字らが回収した遺骨は、飛田ら日本人職員が骨壺に入れた遺骨ではなく、米兵が持ち去った後の残骨で、その「残骨全部を一纏として」、「骨捨場に遺棄」されたものということになる。しかしながら少佐の報告書には「窯のなかから遺骨のすべてを取り除いた。遺骨のごく一部の見落としをも防ぐために、特別な注意が払われた。本官自らが遺骨を別々に骨壺に入れた」とあり、少佐の報告書を読む限り残骨は存在していないことになる。さらに少佐の報告書には「遺体がスガモブリズンから第108墓地登録小隊駐屯地に搬送されている間や、小隊駐屯地から火葬場までの間において、異常な事件は発生しなかった（A-5文書第2項）」とも書かれており、三文字手記にあるような日本人職員から骨壺を没

収した件の記述はない。

このように、残骨をめぐる少佐の報告書と三文字手記の矛盾点について、現在、筆者の方では、客観的な判断を下す資料・情報を持ち合わせていない。今言えることは、三文字の手記の内容には、実際に7名の火葬に立ち会った人物しか知り得ない情報が記載されており、この情報はおそらく飛田ら日本人職員が三文字にもたらししたものと考えられる。そのためこの矛盾点の判断は、飛田情報を基にしたと思われる三文字手記の受け止め方次第かといえよう。今後の検証が待たれるところであるが、少なくとも現時点において、この三文字手記の内容を否定するために、Donnell 大佐の指示通りに少佐の報告書が利用されたということは、管見の限り確認されていない。

4.6 B-1 文書

【英文タイトル】B-1 Execution of Prisoners（被収監者の死刑執行）

【日付】1948年12月24日付

【発信】第8軍憲兵隊

【宛先】米極東軍司令部

【解題】このB-1文書は一連のA文書とは異なり、Bフォルダに挿入されていたものである。内容は1948年12月23日のスガモブリズン内における状況報告である。なおBフォルダには横浜法廷のBC級戦犯の死刑執行を指示する資料も含まれていたが、今回は取り上げない。

このB-1文書の添書きには、この文書が作成された経緯が記されている。それによると処刑を担当した第8軍憲兵隊では、その日のうちに処刑完了の電話報告を米極東軍司令部憲兵隊長に行い、この時に報告した内容は文書化していたようで、B-1文書はその文書化されたもののコピーとされる。Bフォルダ内の資料記録簿には、第8軍憲兵隊が12月24日にこのB-1文書を第8軍の関係部署に発送したことが記録されている。

B-1文書の内容については、2013年に永田によって確認された資料と重複する箇所もあるが、永田が確認した資料が処刑の「執行手順書」であるのに対して、このB-1文書は処刑の「執行報告書」の位置づけとなる。その報告内容にはの次の記述があり、「第8軍憲兵隊長 Vivtor・W・Phelps, 041455, CMP は、1948年12月21日に司令部から出された書簡命令 No.12-442（コピーは Inclosure 1 として添付⁴⁹⁾）により、処刑を実行するよう指示〔第2項〕」され、そして「死刑執行は効率的な方法で、軍務上正確に行われた。不適切な事件は起こらなかった。秘密が守られた〔第9項〕」と、支障なく適切に行われたことが報告されている。なおB-1文書第2項に記載のある添付資料の「書簡命令 No.12-442」

の実物は、筆者がNARAでBフォルダの調査を行った際に確認することができなかったが、おそらくこれは永田が確認した「執行手順書」のことかと思われる。

ところで永田によるとこの「執行手順書」の第20項には、「執行は、適切な厳粛さを以て見守られる。軍隊的な正確さを以て実施されなければならない。関与者は示威的態度をとってはならず、あらゆる種類の不適切な行為が許容されない」とする刑死者への尊厳保持が指示されているという⁵⁰⁾。B-1文書でいう「書簡命令No.12-442」が永田の確認した「執行手順書」であるという推測が成り立つのであれば、B-1文書第9項で「不適切な事件は起こらなかった」と報告しているため、12月23日のスガモブリズン内では、刑死者への尊厳が保たれたことになろう。

なおB-1文書の報告内容には、「執行手順書」との若干の違いもある。それは立会人のメンバーで、「執行手順書」のメンバーリストには第8軍需品部のBruce E. Kendall中佐の氏名が記されていたが、B-1文書には出席者として報告されていない。また「執行手順書」には執行責任者や2名の医務官の氏名が未確定状態となっていたが、B-1文書では執行責任者をVictor W. Phelps第8軍憲兵隊長とし、2名の医務官の氏名も明記されている⁵¹⁾。また処刑に際し12月21日21時頃に7名への死刑執行日時の通告が行われたが、この通告の立会人の氏名も記されている。

5. おわりに

以上のように、東京裁判刑死者7名の遺体処遇に関するNARA保管資料の紹介を行った。これまで7名の遺体の行方に関する情報は伝聞・推測に基づくものであったが、その情報は当事者であるFrierson少佐の報告書(A-5文書)やその関連資料によって裏付けられ、さらには遺体が第108墓地登録小隊の施設に一時搬入されていたことや、遺灰については「横浜の東の太平洋上約30マイルの地点」に広範囲に散布されていたということが、新たに把握できるようになった。またこれらの資料内容は東京裁判の刑死者だけでなく、横浜法廷とマニラ法廷の刑死者遺体に関わる記述もあり、米軍の対日戦犯法廷における刑死者処遇を考える上で、重要な資料であることが確認できたといえよう。

そしてこの資料からは次の2つの意義も強調することができる。1つは資料保存の重要性である。今回紹介した遺体処遇関係資料には関係しないが、同資料が入れていた保管ボックスには「メモ書き」レベルのものも残されていた。このようなメモ書きが重要な情報をもたらす場合があり、NARA及び米連邦政府の公文書管理に対する徹底ぶりと、それに併せての利用者提供サービ

スには敬意に値するものがある⁵²⁾。

もう1つの意義は、刑死者の遺体処遇に対して、米軍墓地登録部隊が関係していたことの判明である。本稿で紹介した通りこの墓地登録部隊の歩みは、米陸軍の自国戦没将兵者に対する尊崇の念と、遺体回収への不断的努力とともにあり、白木の箱に石一つであった旧日本軍とは大きく異なる。その戦没者に最大限の敬意を払う米軍が、戦犯刑死者とはいえ、その遺体を遺族に還すことなく火葬に付し、さらには秘密裡に遺灰を海洋散布したのである。このような措置の背景には、刑死者遺体・遺骨を日本側に返還することによって、彼らが崇敬・神格化されることの阻止を米軍が図ったとする見方もあるが、それ以上に米軍側には我々日本人の認識を超える、連合国軍側に加えられた戦争犯罪に対しての厳しい感情があったというべきであろう。

このように戦争犯罪を研究する上で、その行為者に対する彼我の認識・評価の相違は多々見られ、その相違に関する当不当の判断は非常に難しい場合がある。このような判断を行うためには、出来得る限りの資料収集とその分析が必要であり、それを行うのが研究者の責務と考える。その意味においては、BC級戦犯法廷は東京裁判と比べ資料の収集・分析は手つかず状態といってもよく、例えばBC級戦犯の被告人の選定方法や、刑罰の量刑基準など、その実態が必ずしも明らかになっていない。本稿で取り上げた刑死者処遇もその一例といえよう。何れにしても東京裁判における刑死者処遇については、第8軍の資料によって解明の道筋をつけることができたものの、それでもなお7名の遺体を火葬・散骨とした目的や、処刑日を12月23日にした理由などの資料確認作業という困難な課題が残されている。このように東京裁判とBC級戦犯に関わる研究分野には、取り組むべき課題が多数あり、本稿がそのような課題解明の一助になることを願って止まない。

その一方で、対日戦犯法廷の刑死者の調査には常に重責を感じている。とりわけ刑死者のご遺族・関係者の心情に対してである。本稿では米軍資料と井上の調査結果に基づき、刑死者の遺骨が火葬後に散骨されていた可能性を指摘したが、実のところ、1953年12月15日に当時の引揚援護庁の支援で、BC級戦犯刑死者の遺骨の伝達式が遺族に対して行われており、東京裁判の遺族には1955年4月22日に同じく行われている。この時に伝達された遺骨は1953年12月14日に横浜久保山火葬場の敷地から掘り出されたもので、そのきっかけが「刑死者の遺骨が火葬場内に埋葬されている」とする、本稿の4.1.4で紹介した当時の引揚援護庁復員局法務調査課長の井上に寄せられた情報である。井上は火葬場関係者の証言に基づき、遺骨を採取して遺族へ返還したのだが、ところが後年になって井上がこの埋葬情報を再検証した

ところ、戦犯刑死者の埋葬場所として掘り返した場所は、実は火葬場の共同骨捨場であって、遺族に返還された遺骨が刑死者のものかどうか不確定なことが判明するのである⁵³⁾(本稿では、東京裁判とBC級戦犯刑死者の遺灰は海洋散布された可能性を指摘した)。1974年に書かれた井上の手記にはこのことの遺族へお詫びと、「遺族の皆様が、伝達の遺骨を霊壙としてお受け取り頂くなればありがたき幸せである」との赦しを求める記述が残されている⁵⁴⁾。このように刑死者遺族の戦後は様々な悲境に遭いつつ、さらには遺体・遺骨の行方にも翻弄された年月でもあった。本稿の論考には、遺族にとっては酷な内容が含まれており、遺族の心情を想うと本稿の執筆が幾度も中断を重ねた。とはいえ、NARAで保管されていた東京裁判刑死者の遺体処遇関係資料の重要性は

否定しがたく、この資料を紹介することによって、少しでも東京裁判やBC級戦犯の研究に寄与できればという想いで本稿の執筆に取り組んだ次第である。もしご遺族や関係者の方に困惑を招くようなことがあれば、唯々ご寛恕を乞うのみである。

《謝辞》

本稿はJSPS科研費JP15 K 02871, JP18 K 00938の助成による研究成果の一部である。

また本稿の調査にあたってはNARAのアーキビストであるEric van Slander氏、共同通信社記者の野見山剛氏、福岡県嘉麻市碓井平和祈念館学芸員の青山英子氏の協力を得た。御礼を申し上げる。

SECRET
GENERAL HEADQUARTERS
FAR EAST COMMAND
APO 500

AG 293 (28 June 48)QM-M

13 August 1948

SUBJECT: Final Disposition and Policies Governing Burial and Graves Registration of Executed War Criminals

TO: Commanding General, Eighth Army, APO 343
Commanding General, Philippines Command, APO 707

1. Letter, General Headquarters, United States Army Forces, Pacific, AG 293 (13 Mar 46)QMP, dated 13 March 1946, subject: "Policy Governing Burial and Graves Registration of Japanese and other Nationals Convicted and Executed as War Criminals," is rescinded.

2. The remains of executed war criminals in the custody of the United States Army shall be cremated and the ashes disposed of secretly at sea. Technical arrangements for this operation are the responsibility of the Quartermaster Corps. The Commanding General responsible for the plans and carrying out of execution of the war criminal will designate a senior grade field officer and such other personnel as may be necessary to supervise the disposal of the remains and the ashes of such criminal. The operation shall be conducted as soon as practicable after the execution and adequate security measures against any substitution or removal of remains by any unauthorized persons will be assured by the responsible Commanding General. No disclosure shall be made as to the identity of the remains or the location of the disposal. No publicity shall be given to any phase of the operation.

3. a. If death should occur while the individual is awaiting execution, disposal of the remains will be accomplished as indicated in paragraph 2 above.

b. If death should occur prior to trial or conviction, the remains will be delivered by the Quartermaster Corps to the local Japanese police authority in Japan. In areas outside Japan, burial will be accomplished as for deceased prisoners of war in an enemy dead cemetery.

4. It is desired that the remains of executed war criminals now in the custody of the Commanding General, Eighth Army, and the Commanding General, Philippines Command, be exhumed as soon as

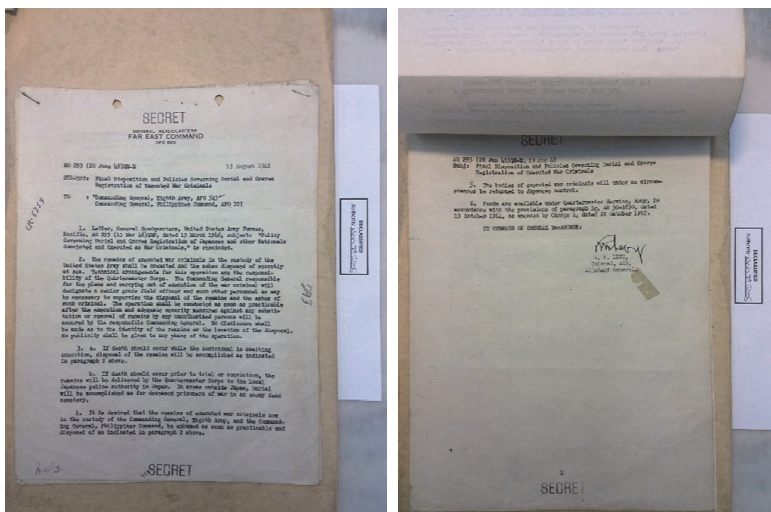
practicable and disposed of as indicated in paragraph 2 above.

5. The bodies of executed war criminals will under no circumstances be returned to Japanese control.

6. Funds are available under Quartermaster Service, Army, in accordance with the provisions of paragraph 3g, AR 30-1830, dated 13 October 1944, as amended by Change 4, dated 22 October 1947.

BY COMMAND OF GENERAL MacARTHUR:

(LEVY's signature)
R. M. LEVY
Colonel, AGD,
Adjutant General.



A-1 文書原文画像 米国立公文書館新館所蔵

極秘
極東軍総司令部
軍事郵便局 500 番

AG 293 (1948 年 6 月 28 日) QM-M

1948 年 8 月 13 日

件名: 処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針

宛先: 第 8 軍司令官、軍事郵便局 343 番
フィリピン軍司令官、軍事郵便局 707 番

1. 米太平洋陸軍総司令部、AG 293 (1946 年 3 月 13 日) QMP、1946 年 3 月 13 日付けの件名「戦争犯罪人として有罪判決を受け処刑された日本人およびその他の国民の埋葬および墓地の登録を管理する方針」の書簡は取消される。

2. 米陸軍の管理下にある処刑された戦争犯罪人の遺体は、火葬され、その遺灰は海上で秘密裏に処分されるものとする。この業務のための専門的な準備は需品部の責任とする。戦争犯罪人の処刑に関する計画及び執行を管轄する司令官は、当該犯罪人の遺体及び遺灰の処分を監督するために必要な上級佐官 1 名と、その他の人員を指名する。この業務は、処刑後、権限のない者による遺体の取り替えや持ち出しを防止する十分な警備措置が、管轄する司令官によって確保され次第、早急に実施される。遺体の身元や処分の場所についてはいかなる開示も行ってはならない。業務のいかなる段階についても情報開示をしてはならない。

3. a. 死刑執行を待つ者が死亡した場合、その遺体の処分は上記第 2 項で示した通りに行われる。
b. 審理または有罪宣告を受ける前に死亡した場合、遺体は需品部によって現地日本警察当局に引き渡される。日本域外では、埋葬は死亡捕虜の場合と同様に敵兵用の共同墓地において行われる。

4. 現在、第 8 軍司令官及びフィリピン軍司令官が管理している処刑された戦争犯罪人の遺体は、可能な限り早急に掘り出し、上記第 2 項で示したように処分されることが望まれる。

5. 処刑された戦争犯罪人の遺体は、いかなる場合にも日本の管理下に戻されることはない。

6. 資金は、1944 年 10 月 13 日付 AR 30-1830 の第 3 項 g の規定（1947 年 10 月 22 日付変更第 4 で修正）に基づき、陸軍需品部の下で利用可能とする。

MacARTHUR 元帥の命令により:

(LEVY の自署)
高級副官部、陸軍大佐
高級副官
R. M. LEVY

SECRET

1 DEC 1948

AGPAM 293

SUBJECT : Final Disposition and Policies Governing Burial and Graves Registration of Executed War Criminals

TO : Commanding Officer, Sugamo Prison, APO 181

Inclosed herewith for your information and necessary action, is a copy of the SOP for Final Disposition and Policies Governing Burial and Graves Registration of Executed War Criminals.

BY COMMAND OF LIEUTENANT GENERAL WALKER

W. H. DICKERSON
CWO. USA
ASST ADJ GBN

1 Incl:
As indicated

STANDARD OPERATING PROCEDURE
FINAL DISPOSITION AND POLICIES GOVERNING BURIAL AND GRAVES REGISTRATION OF
EXECUTED WAR CRIMINALS

1. Reference: letter, General Headquarters Far East Command, AG 293 (28 June 48) QM-M, 13 August 1948, subject: "Final Disposition and Policies Governing Burial and Graves Registration of Executed War Criminals."

2. The Quartermaster, Eighth Army, is responsible for disposition of the remains of:
- a. Executed war criminals
 - b. War criminals who die while awaiting execution
 - c. War criminals who die while serving a sentence of imprisonment in the custody of the United States Army
 - d. Individuals being tried for war crimes who die prior to adjudication.

3. The Quartermaster will dispatch appropriate personnel to Sugamo Prison to take custody of remains when notified of death by the Provost Marshal, Eighth Army.

4. The remains of executed war criminals, and of war criminals who die while awaiting execution, will be cremated and the ashes disposed of secretly at sea.

5. Since the letter cited in paragraph 1 above does not cover the category of war criminals who die while serving a sentence of imprisonment, and since it is probable that disposition of the remains in these cases may vary with the individual, the Quartermaster, Eighth Army, will request disposition instructions in each such case from General Headquarters Far East Command.

6. The remains of individuals being tried for war crimes who die prior to adjudication will be delivered to the local Japanese police authority by the Quartermaster.

7. The following procedure will be followed in the disposition of remains:

a. Name, rank, and finger prints will be recorded on WD QMC Form 1042 (in duplicate) before removal of remains from Sugamo Prison.

b. Transportation: the Commanding Officer, 108th Graves Registration Platoon, will furnish necessary transportation upon call from the Quartermaster, Eighth Army.

c. Security: the Commanding Officer, 108th QM Graves Registration Platoon, will furnish convoy security guards on call from the Quartermaster, Eighth Army, as indicated:

(1) Two (2) armed guards (convoy lead vehicle truck 1/4ton).

(2) Two (2) armed guards (convoy trail vehicle truck 1/4ton).

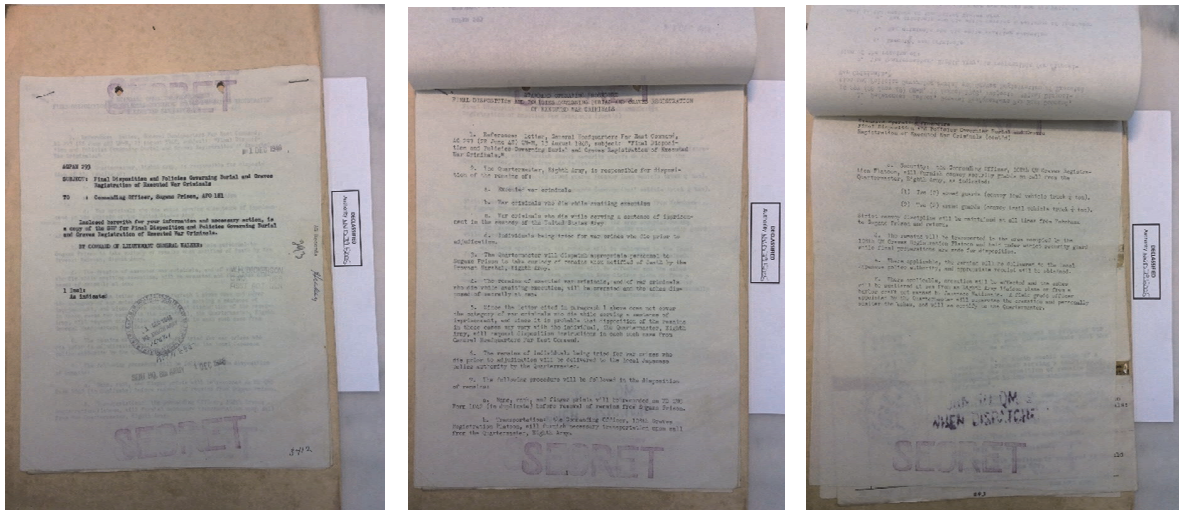
Strict convoy discipline will be maintained at all times from Yokohama to Sugamo Prison and return.

d. The remains will be transported to the area occupied by the 108th QM Graves Registration Platoon and held under strict security guard while final preparations are made for disposition.

e. Where applicable, the remains will be delivered to the local Japanese police authority, and appropriate receipt will be obtained.

f. Where applicable, cremation will be effected and the ashes will be scattered at sea from an Eighth Army liaison plane or from a harbor craft not manned by Japanese Nationals. A field grade officer appointed by the Quartermaster will supervise the cremation and personally scatter the ashes, and will so certify to

the Quartermaster.



A-2 文書原文画像 米国立公文書館新館所蔵

極秘

1948 年 12 月 1 日

AGPAM 293

件名 : 処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針

宛先 : スガモプリズン所長、軍事郵便局 181 番

貴官の情報と必要な行動のために、処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針に関する標準作業手順書のコピーを同封する。

WALKER 中将の命令により

W. H. DICKERSON

准尉 米陸軍

副官補佐

標準作業手順書

処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針

1. 参考資料：書簡、米極東軍総司令部、AG 293 (1948 年 6 月 28 日) QM-M、1948 年 8 月 13 日、件名「処刑された戦争犯罪人の埋葬と墓地の登録に関する最終処分と方針」

2. 第 8 軍需品部は、次の遺体の処分の責任を負う。

- a. 処刑された戦争犯罪人、
- b. 処刑を待っている間に死亡した戦争犯罪人、
- c. 拘禁刑の宣告を受け米軍の管理下で服役中に死亡した戦争犯罪人、
- d. 戦争犯罪の審理中で、宣告前に死亡した者。

3. 需品部は第 8 軍憲兵隊長から死亡の通知があった場合に、遺体を収容するために適切な人員をスガモプリズンに派遣する。

4. 処刑された戦争犯罪人の遺体及び処刑を待つ間に死亡した戦争犯罪人の遺体は火葬され、その遺灰は極秘裏に海洋に処分される。

5. 上記第 1 項で言及した書簡は、拘禁刑の宣告を受け服役中に死亡した戦争犯罪人を対象に含むものではなく、これらの場合では遺体の処分が個人により異なってくる可能性があるため、第 8 軍需品部は、そのような場合には逐次処分の指示を米極東軍総司令部に求めるものとする。

6. 戦争犯罪について審理されている者のうち、宣告前に死亡した者の遺体は、需品部によって現地日本警察当局に引き渡される。

7. 遺体の処分については以下の手順とする、

a. スガモプリズンから遺体を搬出する前に、氏名、階級、指紋を WD QMC 書式 1042（正副 2 通）に記録する。

b. 輸送：第 108 需品部墓地登録小隊の指揮官は、第 8 軍需品部からの要請に応じて必要な輸送手段を提供する。

c. 警備：第 108 需品部墓地登録小隊の指揮官は、第 8 軍需品部からの要請に応じて次の護送警備兵を提供する。

(1) 2 名ごとの武装警備兵（護送先導輸送トラック 1/4 トン）。

(2) 2 名ごとの武装警備兵（護送後尾輸送トラック 1/4 トン）。

厳格な護送規律が横浜からスガモプリズンまでの往復において常時維持される。

d. 遺体は第 108 需品部墓地登録小隊が占有する区域に搬送され、処分のための最終準備が行われる間、厳重な警備態勢の下に置かれる。

e. 妥当な場合、遺体は現地日本警察当局に引き渡され、適切な受領書を得る。

f. 妥当な場合、火葬が行われ、遺灰は日本国民が乗務員ではない第 8 軍連絡機または船舶から海上に散布される。需品部に指名された佐官級将校が火葬を監督し、自ら遺灰を撒き、需品部にその旨の証明書を提出する。

A-3 文書 (英文)

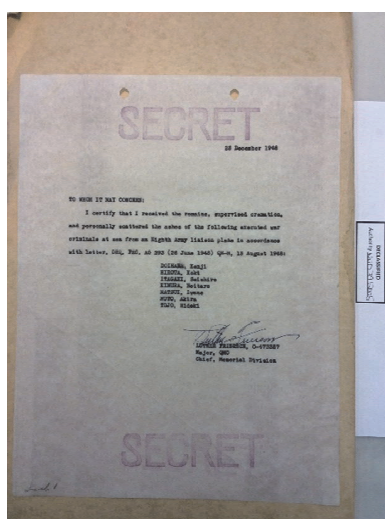
23 December 1948

TO WHOM IT MAY CONCERN:

I certify that I received the remains, supervised cremation, and personally scattered the ashes of the following executed war criminals at sea from an Eighth Army liaison plane in accordance with letter, GHQ, FEC, AG 293 (28 June 1948) QM-M, 13 August 1948:

DOIHARA, Kenji
HIROTA, Koki
ITAGAKI, Seishiro
KIMURA, Heitaro
MATSUI, Iwane
MUTO, Akira
TOJO, Hideki

(Luther Frierson's signature)
LUTHER FRIERSON, 0-473387
Major, QMC
Chief, Memorial Division



A-3 文書原文画像 米国立公文書館新館所蔵

A-3 文書（和文）

1948 年 12 月 23 日

関係者各位

私は、GHQ, FEC, AG 293 (28 June 1948) QM-M, 13 August 1948 の書簡に従って、以下の処刑された戦争犯罪者の遺体を受け取り、火葬を監督し、自ら遺灰を第 8 軍の連絡機から海上に撒いたことを証明する。

土肥原賢二

広田弘毅

板垣征四郎

木村兵太郎

松井石根

武藤章

東条英機

（Luther Frierson の自署）

LUTHER FRIERSON, 0-473387

少佐、需品部慰霊部門主任

A-4 文書 (英文)

27 December 1948

QMPAM 293

SUBJECT: Report of Interment and Allied Papers

To: The Quartermaster General
Department of the Army
Washington 25, D. C.

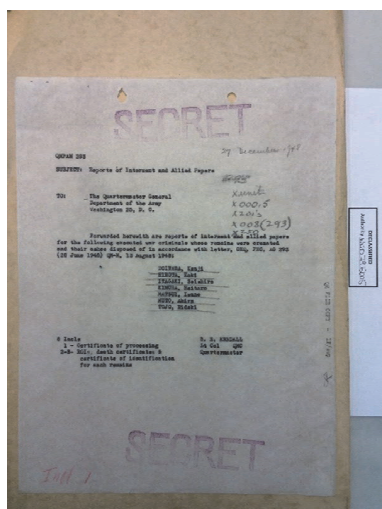
Forwarded herewith are reports of interment and allied papers for the following executed war criminals whose remains were cremated and their ashes disposed of in accordance with letter, GHQ, FEC, AG 293 (28 June 1948) QM-M, 13 August 1948:

DOIHARA, Kenji
HIROTA, Koki
ITAGAKI, Seishiro
KIMURA, Heitaro
MATSUI, Iwane
MUTO, Akira
TOJO, Hideki

8 Incls

1 - Certificate of processing

2-8- ROI, death certificates & certification of identification for each remains



B. E. KENDALL
Lt Col QHC
Quartermaster

A-4 文書原文画像 米国立公文書館新館所蔵

1948 年 12 月 27 日

QMPAM 293

件名： 埋葬の報告と関連書類

宛先： 陸軍省需品部 Washington 25, D. C.

GHQ, FEC, AG 293 (28 June 1948) QM-M, 13 August 1948 の書簡に従って遺体が火葬され、かつその遺灰が処分されたところの、以下の被処刑戦争犯罪者の埋葬報告書および関連書類をここに転送する。

土肥原賢二

広田弘毅

板垣征四郎

木村兵太郎

松井石根

武藤章

東条英機

添付資料

1 - 処置証明書

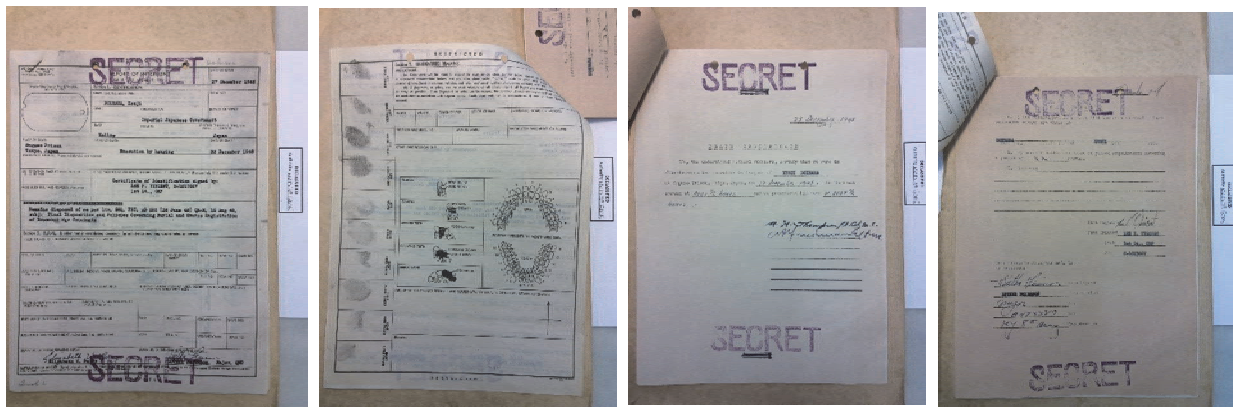
2-8- 埋葬報告書, 死亡証明書 & 各遺体の本人証明書

B. E. KENDALL

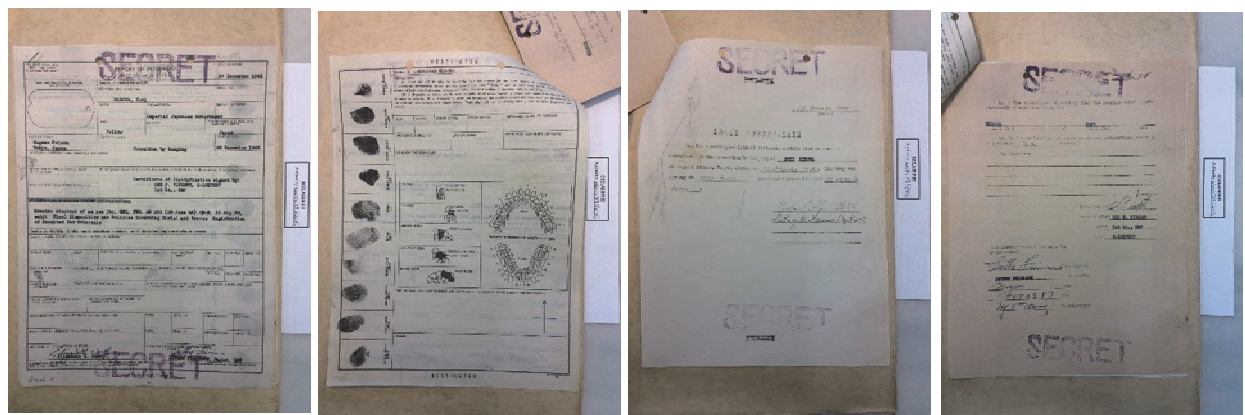
中佐 QMC

需品部

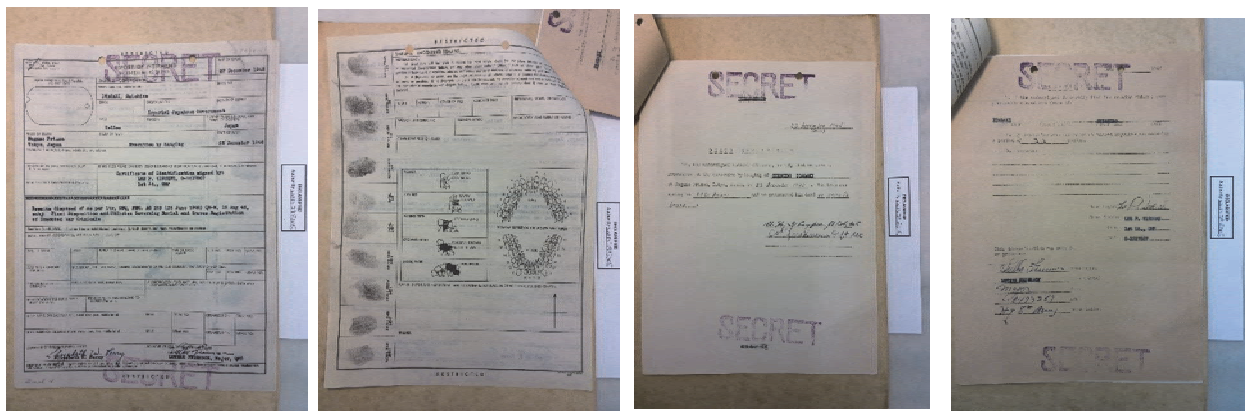
A-4①②③文書（原文）



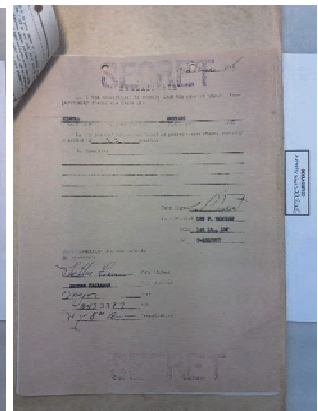
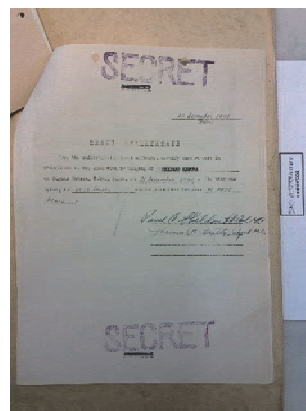
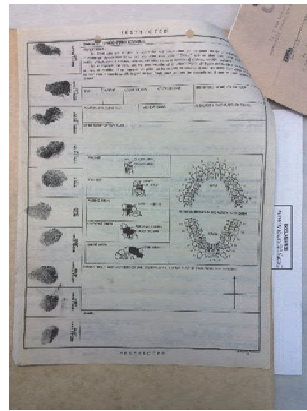
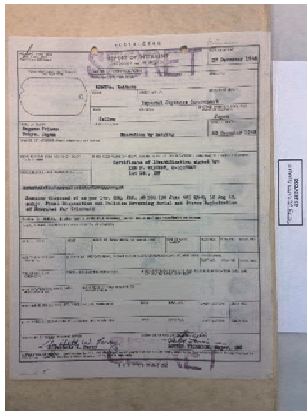
土肥原賢二関連資料 A-4①文書（左 1 枚目、2 枚目）／A-4②文書（左 3 枚目）／A-③文書（左 4 枚目）
米国立公文書館新館所蔵



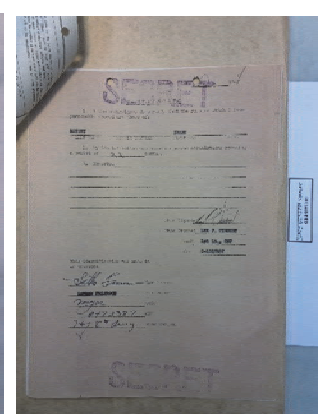
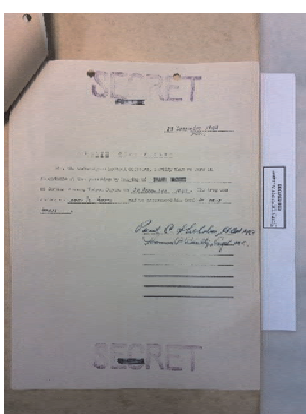
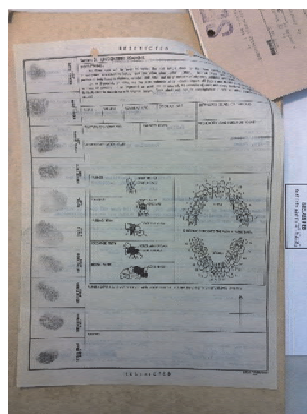
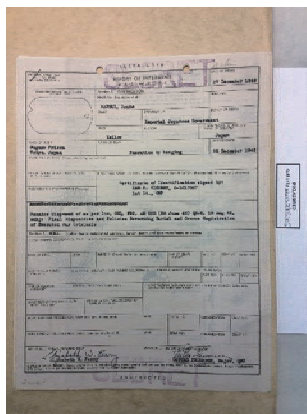
広田弘毅関連資料 A-4①文書（左 1 枚目、2 枚目）／A-4②文書（左 3 枚目）／A-③文書（左 4 枚目）
米国立公文書館新館所蔵



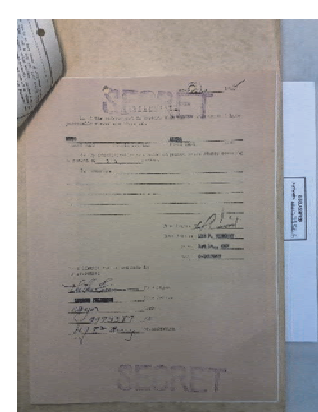
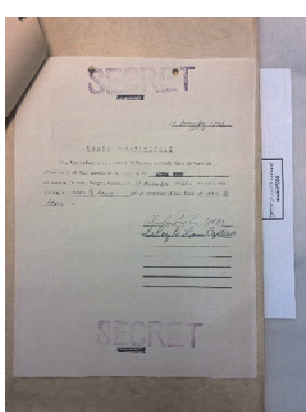
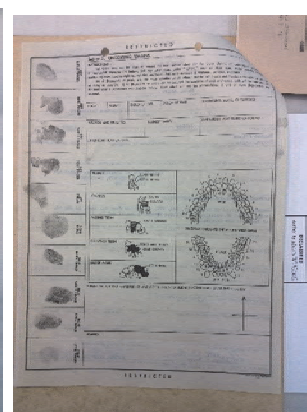
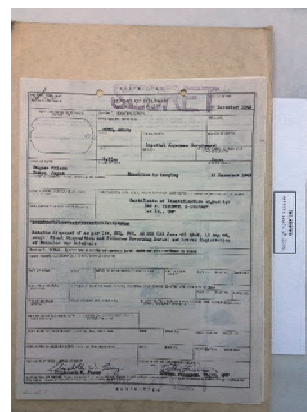
板垣征四郎関連資料 A-4①文書（左 1 枚目、2 枚目）／A-4②文書（左 3 枚目）／A-③文書（左 4 枚目）
米国立公文書館新館所蔵



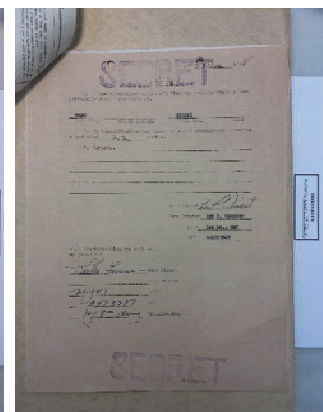
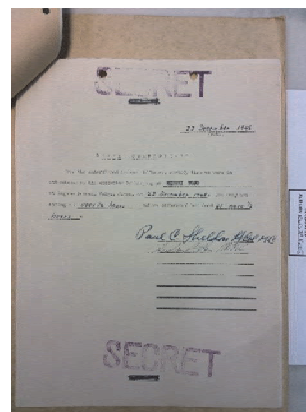
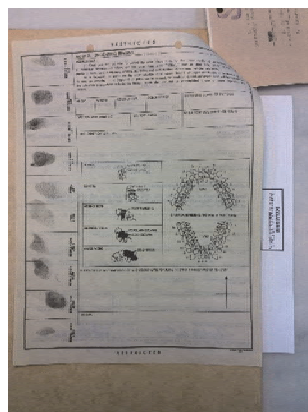
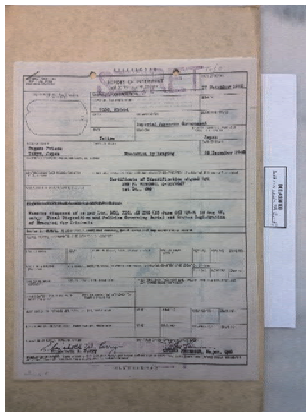
木村兵太郎関連資料 A-4①文書（左 1 枚目、2 枚目）／A-4②文書（左 3 枚目）／A-③文書（左 4 枚目）
米国立公文書館新館所蔵



松井石根関連資料 A-4①文書（左 1 枚目、2 枚目）／A-4②文書（左 3 枚目）／A-③文書（左 4 枚目）
米国立公文書館新館所蔵



武藤章関連資料 A-4①文書（左 1 枚目、2 枚目）／A-4②文書（左 3 枚目）／A-③文書（左 4 枚目）
米国立公文書館新館所蔵



東条英機関連資料 A-4①文書（左 1 枚目、2 枚目）／A-4②文書（左 3 枚目）／A-③文書（左 4 枚目）
 米国立公文書館新館所蔵

SECRET

HEADQUARTERS EIGHTH UNITED STATES ARMY
OFFICE OF THE QUARTERMASTER
APO 343, c/o Postmaster
San Francisco, California

4 January 1949

SUBJECT : Statement of Facts Concerning the Execution of Seven Japanese War Criminals, 23
December 1948

TO WHOM IT MAY CONCERN:

1. The following is a detailed account of the activities of the undersigned in connection with the execution and final disposition of remains of seven war criminals executed 23 December 1948.

a. I was present at the execution, but acted only in the capacity of Eighth Army Quartermaster representative and Graves Registration officer.

b. Each of the seven remains were identified in my presence and the fingerprints personally recorded on two copies of WD QMC Form 1042, a copy of which has been forwarded to the Office of The Quartermaster General, Washington 25, D. C. (See attached inclosures)

c. The remains were placed in knocked down type wood caskets. The lids were securely fastened down and loaded on a 2 1/2 ton cargo truck by a detail of enlisted men from the Sugamo Prison Detachment, under my supervision.

d. Two officers and sixteen enlisted armed guards were selected by the Commanding Officer, Sugamo Prison Detachment, to convoy the remains to Yokohama.

e. The vehicles and personnel in the convoy were spotted as indicated:

- (1) Lead vehicle, 1/4 ton truck, one officer and three armed enlisted men from the Sugamo Prison Detachment.
- (2) Truck, 2 1/2 ton cargo, with seven remains of executed war criminals.
- (3) Truck, 2 1/2 ton cargo, with twelve armed enlisted men from the Sugamo Prison Detachment.
- (4) Trail vehicle truck 1/4 ton, one officer from Sugamo Prison, myself, and one armed enlisted man from the Sugamo Prison Detachment.

f. The convoy departed Sugamo Prison area at 0210 hours, 23 December 1948, and arrived at the area occupied by the 108th QM Graves Registration Platoon at 0340 hours.

g. Upon arrival in the 108th QM Graves Registration Platoon area the truck transporting the remains was driven into the motor vehicle repair building, where the remains were given final check and receipted for. The lids of each of the seven caskets were then securely nailed down to prevent opening by unauthorized persons.

h. Two armed guards, enlisted men from the 108th QM Graves Registration Platoon, were posted on the inside of the building. The building was then locked securely from the outside. Two armed enlisted men were detailed to patrol the entire outside of the building. Four additional enlisted men were detailed to patrol the general area. At 0400 the convoy guard furnished by the Commanding Officer, Sugamo Prison Detachment, was released and returned to the prison area.

i. At 0725 hours, 23 December 1948, the convoy with remains were dispatched from the 108th QM Graves Registration Platoon area to a crematorium. The same type of convoy formation was used as mentioned in paragraph e, (1), (2), (3), and (4). The convoy arrived at the crematorium at 0755.

j. The casketed remains of the seven executed war criminals were placed in the ovens direct from the track, the last one being placed in the oven at 0805. One armed guard, enlisted man, was posted at the entrance to the crematorium. Two were posted outside at points affording the best observation of the surrounding area. Three armed guards, enlisted men, were posted in the room enclosing the fire box end of the ovens where constant observation of cremation was maintained. The remaining two armed guards, enlisted men, were posted immediately outside and at the front end of the ovens.

k. Cremation of the seven remains was completed and ovens cleared of the remains in their entirety. Special precaution was taken to preclude overlooking even the smallest particle of remains. I personally incinerated the remains in separate urns obtained from the stock of 500 which were previously procured by the Quartermaster, Eighth Army, for normal occupation use.

1. The urns containing the cremated remains were transported under guard to the Eighth Army Liaison Air Strip and placed aboard a liaison plane piloted by one of the Eighth Army liaison pilots, with myself as a passenger. We proceeded to a point approximately 30 miles over the Pacific Ocean east of Yokohama where I personally scattered the cremated remains over a wide area in accordance with letter GHQ, FEC, AG 293, (28 June 48), QM-M, 13 August 1948.

2. No unusual incidents occurred while the remains were being transported from Sugamo Prison to the area occupied by the 108th QM Graves Registration Platoon, nor from the platoon area to the crematorium, with the exception of a few news photographers who were stationed near the entrance to Sugamo Prison area, and a few at scattered points between Tokyo and Yokohama, all of whom photographed the trucks of the convoy. At the entrance to the crematorium eight news photographers representing the Japanese press had stationed themselves in hopes of procuring pictures. However, they were not insistent in their requests after I had explained to them that I had no authority to allow photographs, even of the trucks or personnel in the convoy. These photographers all departed and no photographs were made of the vehicles or any of the personnel so far as is known by me.

3. Statement of facts contained in sub-paragraphs g, h, i, j, and k above have been read to the officer and enlisted men whose names appear on inclosure 3 to further substantiate the correctness of the statements.

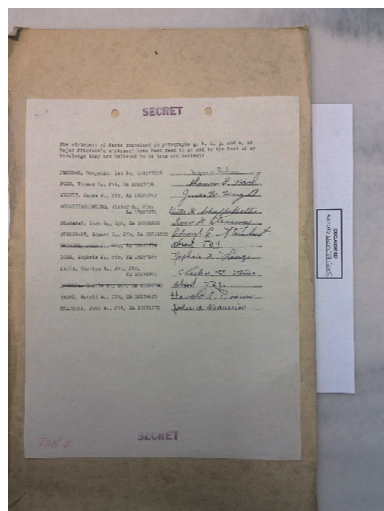
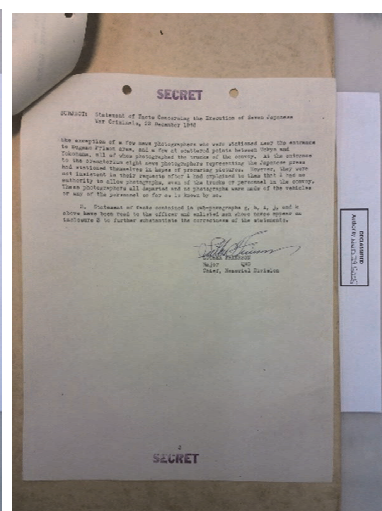
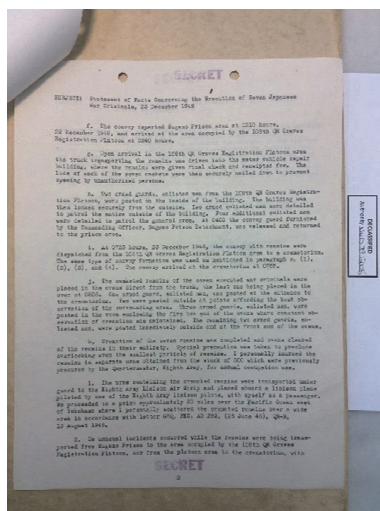
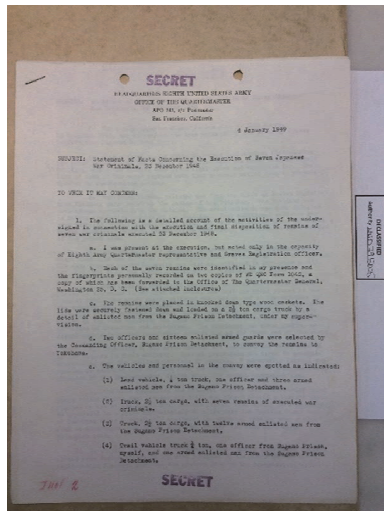
(Luther Frierson's signature)
LUTHER FRIERSON
Major QMC
Chief, Memorial Division

The statement of facts contained in paragraphs g, h, i, j, and k, of Major Frierson's statement have been read to me and to the best of my knowledge they are believed to be true and correct:

PENCHAN, Benjamin, 1st Lt, 0-1587528	(sign)
FORD, Thomas E., Pvt. RA 18319706	(sign)
WRIGHT, Janes W., Pfc, RA 14225943	(sign)
SCHAEFFERKOETTER, Victor H., Pfc, RA 17225571	(sign)
STANAWAY, Ivan G., Cp1, RA 16232231	(sign)
STEINHART, Edward E., Pfc, RA 33511588	(sign)
KROBOTH, John J., Pfc, RA 13261774	absent TDY

LONG, Nophaie J., Pfc, RA 18287388
 KRIES, Charles B., Jr., Pfc, RA 32595840
 ABDULLA, Esmile J., Rct, RA 19259732
 BROWN, Harold A., Pfc, RA 13164435
 HEAVERIN, John A., Pvt. RA 15251272

(sign)
 (sign)
 absent TDY
 (sign)
 (sign)



A-5 文書原文画像 米国立公文書館新館所蔵

極秘
アメリカ陸軍第 8 軍
需品部本部
軍事郵便局 343 番、郵便局長気付
サンフランシスコ、カリフォルニア

1949 年 1 月 4 日

件名： 1948 年 12 月 23 日における 7 名の日本人戦争犯罪人の処刑に関する事実の陳述

関係各位

1. 以下は、1948 年 12 月 23 日に執行された 7 名の戦争犯罪人の処刑及び遺体の最終処
分に関する署名者の活動の詳細報告である。

a. 本官は処刑に立ち会ったが、第 8 軍需品部代表として、なおかつ墓地登録将校としてのみ行動
した。

b. 7 人の遺体はそれぞれ本官の立会いの下で識別され、指紋は本官自ら WD 書式 1042 の 2 部
に採取し、その副本はワシントン D.C.の需品部司令官に送付された。

c. 遺体は横臥式の木棺に入れられた。蓋は本官の監督の下にスガモプリズン分遣隊からの下士官
兵らによって厳重に閉められ、2.5 トン輸送トラックに積み込まれた。

d. 2 名将校と 16 名の武装下士官兵がスガモプリズン分遣隊長によって、遺体を横浜に護送する
ために選抜された。

e. 護送における運搬車と人員は以下に示す配置であった。

(1) 先頭車両、1/4 トントラック、スガモプリズン分遣隊将校 1 名及び武装下士官兵 3 名。

(2) トラック、2.5 トン貨物、処刑された戦犯の遺体 7 体。

(3) トラック、2.5 トン貨物、スガモプリズン分遣隊の武装下士官兵 12 名。

(4) 最後列車両トラック 1/4 トン、スガモプリズンからの将校 1 名、本官、そしてスガモプリ
ズン分遣隊からの武装下士官兵 1 名。

f. 護送隊は、1948 年 12 月 23 日 午前 2 時 10 分にスガモプリズン区域を出発し、午前 3 時 40
分に第 108 需品部墓地登録小隊の駐屯地に到着した。

g. 第 108 需品部墓地登録小隊の駐屯地に到着した後、遺体を輸送していたトラックは自動車修理棟に入り、そこで遺体の最終チェックと受領書の発行が行われた。その後、7つの棺のそれぞれの蓋は、権限のない者によって開けられないよう、釘で嚴重に打ち付けられた。

h. 第 108 需品部墓地登録小隊の下士官兵である 2 人の武装警備兵が建物の内部に配置された。それから建物は外側からしっかりと施錠された。2 名の武装下士官兵は建物の外側全体を警備するための特別任務についた。さらに 4 名下士官兵が一般区域を警備するための特別任務についた。午前 4 時 00 分にスガモプリズン分遣隊の指揮官から派遣された護送兵の任務は解かれ、プリズン区域に帰隊した。

i. 1948 年 12 月 23 日午前 7 時 25 分に遺体の護衛隊は第 108 需品部墓地登録小隊駐屯地から火葬場に派遣された。護送隊の編成は e 項(1)、(2)、(3)、そして(4)で述べたものと同様のものであった。護送隊は午前 7 時 55 分に火葬場に到着した。

j. 7 名の処刑された戦争犯罪人の棺に入れられた遺体は、トラックから、直接、窯のなかに入れられ、最後の 1 体は 午前 8 時 5 分に窯に入れられた。下士官兵である 1 名の武装警備兵が火葬場の入り口に配備された。2 名は周囲を最もよく監視できる外側の複数の地点に配置された。下士官兵である 3 名の武装警備兵が、火葬を一貫して監視できる、窯の燃焼部の端を囲む部屋に配置された。残りの 2 名の下士官兵である武装警備兵は窯のすぐ外側と正面に配置された。

k. 7 名の遺体の火葬が完了し、窯のなかから遺骨のすべてを取り除いた。遺骨のごく一部の見落としをも防ぐために、特別な注意が払われた。本官自らが遺骨を別々に骨壺に入れた。骨壺は、通常業務で用いるために第 8 軍需品部で予め調達していた 500 個の管理品から用意したものである。

1. 火葬された遺骨の入った骨壺は、護衛の下に第 8 軍連絡飛行場に搬送され、第 8 軍連絡機操縦士の 1 名が操縦する連絡機に搭載し、本官自身も搭乗した。本官らは横浜の東の太平洋上約 30 マイルの地点に進み、本官自身が、GHQ・FEC・AG293 (48 年 6 月 28 日)、QM-M1948 年 8 月 13 日の書簡に従って、火葬された遺骨を広範囲に散布した。

2. 遺体がスガモプリズンから第 108 墓地登録小隊駐屯地に搬送されている間や、小隊駐屯地から火葬場までの間において、異常な事件は発生しなかった。ただし、数名の報道カメラマンがスガモプリズン区域の入り口付近に、数名が東京・横浜の間に散発的に配置され、皆、護送トラックを撮影するという例外はあった。火葬場の入り口には、日本の報道機関の 8 人の報道カメラマンが写真を撮ろうと立っていた。とはいえ、本官が彼らに「本官は撮影許可の権限を持っていない、それが護送隊のトラックと人員の撮影であってもである」と説明すると、彼らはそれ以上の要求をしなかった。これらのカメラマンは皆立ち去り、私の知る限りでは、車両や人員の写真は一切撮られていない。

3. 上記の g、h、i、j、k 項目に含まれる事実の陳述は、これらの陳述の正確性をさらに確実なもの

にするため、同封書類 3 に氏名が記載されている将校および下士官兵に読み上げられた。

(Luther Frierson の自署)

LUTHER FRIERSON,
少佐、需品部慰霊部門主任

Frierson 少佐の陳述書の g、h、i、j、および k 項目に含まれる事実の陳述は、私に朗読され、私の知る限り、それらは真実かつ正確であると信じられる。

(※ 署名者リスト略)

B-1 文書 (英文)

AGKC 293

SUBJECT: Execution of Prisoners

30 DEC 1948

TO: Commander-in-Chief
Far East
APO 500

1. In compliance with the findings and sentences of the International Military Tribunal for the Far East as confirmed by the Supreme Commander for the Allied Powers, the following named War Criminals were executed by hanging beginning at 0001 hours, 23 December 1948, at Sugamo Prison, APO 181:

Kenji DOIHARA	Iwane MATSUI
Koki HIROTA	Akira MUTO
Seichiro ITAGAKI	Hideki TOJO
Heitaro KIMURA	

2. Colonel Victor W. Phelps, 041455, CMP, Provost Marshal, Eighth Army, was designated to carry out the executions per Letter Order No.12-442, this headquarters, 21 December 1948 (copy attached as Inclosure 1).

3. The official witnesses to the execution were:

Col Morris C. Handwerk	- Commanding Officer, Sugamo Prison
Col R. E. Hewitt	- Surgeon, Eighth Army
Lt Col Harold G. Wilson	- Public Information Officer, Eighth Army
Lt Col Cyril D. Hill	- Judge Advocate Section, Eighth Army
Mr. William J. Sebold	- American Member, Allied Council for Japan
Mr. Patrick Shaw	- British Member, Allied Council for Japan
General Shang Chen	- Chinese Member, Allied Council for Japan
Lt General Kuzma N. Derevyanko	- USSR Member, Allied Council for Japan

4. The execution party consisted of:

Officer in Charge	- Col Victor W. Phelps, CMP
Executioner	- 1st Lt Charles C. Rexroad, CMP
Asst Executioner	- 1st Lt Ellis C. Coker, Inf

Asst Executioner	- Sgt C. A. Ballard
Asst Executioner	- Cp1 Martin Luther
Recorder	- Capt William F. Gilfillan, Jr., CMP
Graves Registration Service Officer	-Maj Luther Frierson, QMC
Chaplain	- Major Patrick D. Walsh, ChC
Medical Officer	- Lt Col Arthur H. Thompson, MC
Medical Officer	- Lt Col Paul C. Sheldon, MC
Medical Officer	- Capt Leroy Lamm, MC
Medical Officer	- Capt T. T. Beatty, MC
Medical Officer	- Capt Cyrus R. Friedman, MC
Medical Officer	- 1st Lt Abraham Cohen, MC
Interpreter	- Sgt Makoto Sugino
Buddhist Priest	- Dr Hanayama
Escort Guard and Removal Party - enlisted men selected and designated by Commanding Officer, Sugamo Prison	

5. The condemned were notified of the time and date of execution at approximately 2100 hours on 21 December 1948. Present at the notification were the following:

Col Morris C. Handwerk	- Commanding Officer, Sugao Prison
Lt Col James W. Davis	- Executive Officer, Sugamo Prison
Major Patrick D. Walsh	- Chaplain, Sugamo Prison
Capt W. F. Gilfillan	- Provost Marshal Section, Eighth Army (Recorder)
Sgt Makoto Sugino	- Interpreter, Sugao Prison
Dr. S. Hanayama	- Buddhist Priest

6. The detailed reports of the executions are attached as Inclosures 2 through 8.

7. Copies of Death Certificates are attached as Inclosures 9 through 15.

8. The bodies were delivered to Quartermaster Graves Registration Service, Eighth Army, for final disposition, and receipts were obtained for same.

9. The executions were carried out in an efficient manner and with military precision. No untoward incidents occurred. Secrecy was maintained throughout.

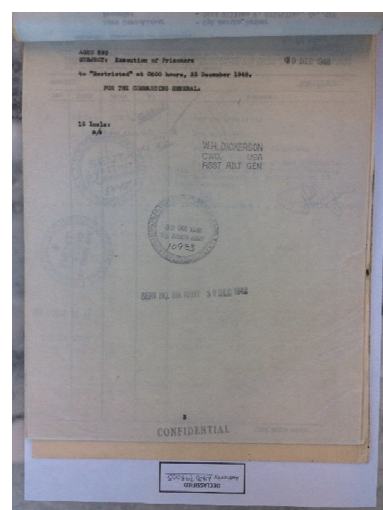
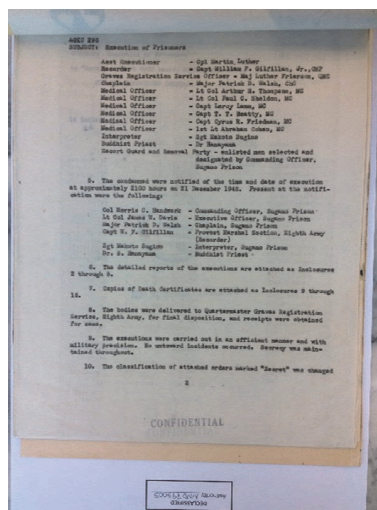
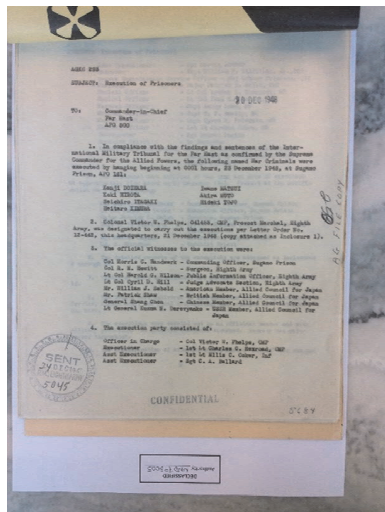
10. The classification of attached orders marked "Secret" was changed to "Restricted" at 0800 hours, 23 December 1948.

FOR THE COMMANDING GENERAL:

15 Incls:

a/s

W. H. DICKERSON
CWO, USA
ASST ADJ GEN



A-5 文書原文画像 米国立公文書館新館所蔵

B-1 文書（和文）

1. 連合国最高司令官によって確認された極東国際軍事裁判の所見と判決に従い、以下の指名された戦争犯罪者は、1948 年 12 月 23 日午前 0 時 1 分に、巣鴨プリズン（APO181）において絞首刑により処刑された。

土肥原賢二	松井石根
広田弘毅	武藤章
板垣征四郎	東条英機
木村兵太郎	

2. 第 8 軍憲兵隊長 Victor W. Phelps 大佐（041455、CMP）は、1948 年 12 月 21 日に本司令部から出された書簡命令 No.12-442（コピーは Inclosure 1 として添付）により、処刑を実行するよう指定された。

3. 死刑執行の公式立会人は下記の通り。

（※ 公式立合人氏名略）

4. 実行部隊は以下の通り。

（※ 実行部隊氏名略）

5. 死刑囚は、1948 年 12 月 21 日の 21 時頃、死刑執行の日時が通知された。通知に立ち会った者は以下の通り。

（※ 立会人氏名略）

6. 処刑の詳細な報告書は、添付資料 2～8 の通り。

7. 死亡診断書のコピーは、添付資料 9～15 に記載した。

8. 遺体は最終処置のために第 8 軍需品部墓地登録隊に引き渡され、受領書が得られた。

9. 死刑執行は、効率的な方法で軍事的に正確に行われた。不快な事件は起こらなかった。秘密が守られていた。

10. 1948 年 12 月 23 日 0800 時、「Secret」と表示されていた付属命令の分類が「Restricted」に変更された。

司令官のために

《注記》

- 1) 正式の施設名は『横浜市久保町火葬場』であるが、『横浜市久保山火葬場』の名称が一般化されているため本稿もこれにならうものとする。
- 2) 朝日新聞 1948 年 12 月 24 日朝刊 3 面，読売新聞 1948 年 12 月 24 日朝刊 1 面。
- 3) 中日新聞 1996 年 8 月 12 日夕刊 6 面。また処刑時に立ち会った関係者の手記として，W. J. シーボルト，野末賢三訳『日本占領外交の回想』朝日新聞社，1966，pp.148-152。花山信勝『平和の発見—巣鴨の生と死—』方丈堂出版，2008 年，pp.281-331。などがある。
- 4) 永田憲史「A 級戦犯の死刑執行手順書」關西大學法學論集，2014，63 巻 5 号，pp.1463-1480。
- 5) なお本稿では「BC 級戦犯」の呼称を用いているが，この呼称は米軍が用いた戦争犯罪法規における区分用法としては適切でない。横浜法廷に起訴された事件内容は，日本軍関係者による連合国軍側捕虜への虐待行為がほとんどであったため，本来の区分からすれば「B 級戦犯」の表記が正しいといえよう。ただし，現在，日本では「BC 級戦犯」という表現が一般化されており，本稿でも便宜上この表現を用いることとする。
- 6) 本文中の各項目は，この資料名称及び請求番号に関する情報は，当該資料の閲覧請求をする際に作成する NARA の資料請求書（Reference Service Slip）の書式に基づくものである。
- 7) 仲本和彦『アメリカ国立公文書館徹底ガイド』凱風社，2010 年，p.63。
- 8) “OCC” の正式名称は不明。
- 9) このインデックスにも“OCC”の記載あり。
- 10) Certificate（遺体の本人証明書）の日付の記載は東条のものだけ“23 Dec. 1948”と確認でき，他の者の資料は日付の記載箇所が綴じ穴による欠落や，書き落としなどで判別できない状態にある。
- 11) William G. Eckert, History of the U. S. Army Graves Registration Service (1917-1950s). National Library of Medicine, 1983, Sep;4(3), p232.
- 12) 米合衆国陸軍需品部 (The U. S. Army Quartermaster Corps) ホームページ/History/Functional Areas/Mortuary Affairs/The Civil War より。2022 年 2 月 6 日閲覧。https://quartermaster.army.mil/qm_fuctional_areas/Mortuary_Affairs.pdf
- 13) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/Name change。
- 14) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/Spanish American War。
- 15) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/Spanish American War。
- 16) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/New Identification Procedures。
- 17) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/New Identification Procedures。
- 18) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/Philippines Wars & Charles Pierce。
- 19) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/Problems of World War I。
- 20) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/Problems of World War I。
なお米国立公文書館の所蔵動画に 1919 年頃に撮影されたと思われるフランスの米軍将兵埋葬地 (metière américain du bois Belleau) での遺体発掘映像が公開されている。https://catalog.archives.gov/id/24713
- 21) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/From World War I to World War II。
- 22) 前掲，米合衆国陸軍需品部 HP/Personal Effects より。2022 年 2 月 6 日閲覧。https://quartermaster.army.mil/qm_fuctional_areas/Mortuary_Affairs.pdf
- 23) フクミツ・ミノル『將軍山下奉文』朝雲出版社，1982 年，p.353。
- 24) 上坂冬子『遺された妻—BC 級戦犯秘録—』中公文庫，中央公論社，1985 年，pp.52-53。
- 25) William S. Graf, “Rex Is Back”, Soldiers, Official U. S. Army Magazine, Band 30, Nr. 9, 1975, S. 50
- 26) Schenectady Gazette, 17 May 1947, p.8.
- 27) Gustave M. Gilbert, *Nürnberger Tagebuch*, Fischer Taschenbuch Verlag, 1977, pp.170-171.
- 28) Livia Albeck-Ripka and Hikari Hida, *Where Did Hideki Tojo's Body Go After His Execution? A Mystery Is Solved*, The New York Times, June 16, 2021, https://www.nytimes.com/2021/06/16/world/asia/japan-tojo-remains.html
- 29) Department of the Army, Procedure for Military Executions, 1947, p.12.
- 30) Albeck-Ripka, loc. cit.
- 31) 砂田久政編『嗚呼殉国六十烈士』私家本，1974 年，pp.48-50, 74-75.
- 32) 砂田，前掲書，p.83.
- 33) 砂田，前掲書，pp.48-50.
- 34) 砂田，前掲書，p.50.
- 35) この人物については上坂冬子がその著書で取り上げている。上坂冬子『巣鴨プリズン 13 号鉄扉』新潮社，1981 年，pp.251-261.
- 36) 砂田，前掲書，p.95.

- 37) この刑死者遺体の掘り起こしについて、上坂は著書のなかで、その事実があったことを断定している。因みに上坂はA-1文書の内容を把握しており、また井上に行った取材結果も総合してこのように判断したものと思われる。上坂、前掲書・巣鴨プリズン、pp.251-253.
- 38) 野見山剛、「BC級戦犯12人も散骨か／東条元首相ら関与の将校 米軍文書で判明」共同通信社、2021年12月21日配信記事、<https://nordot.app/845758059289018368?c=395501877279457292021/12/21>
- 39) 中日新聞1996年8月12日夕刊6面。
- 40) Luther Frierson 少佐の個人情報は今現在調査中である。なお、2021年8月14日放送のTBSテレビ『報道特集』に少佐の令孫が出演されており、令孫も少佐に関する情報を持ち合わせていないとコメントしている。
- 41) ジョン・G・ルース、山田寛訳、日暮吉延監訳『スガモ尋問書』読売新聞社、1995年、口絵p.4.
- 42) A-4③文書には7名の死亡時刻が以下のように記されていた。土肥原賢二：午前0時7分30秒、松井石根：午前0時13分、武藤章：午前0時11分30秒、東条英機：午前0時10分30秒、広田弘毅：午前0時34分30秒、板垣征四郎：午前0時32分30秒、木村兵太郎：午前0時35分
- 43) 読売新聞1948年12月24日朝刊1面。
- 44) 花見達二著『大転秘録』妙義出版株式会社、1957年、p.274.
- 45) このメモ書きの画像は、本稿では掲載していない。
- 46) 詳しくは、戦争犠牲者顕彰会『太平洋戦争殉国七士 並に全国殉国者慰霊祭』活英社、1966年、pp.8-9 参照されたい。
- 47) 「市川師」とは、久保山火葬場に面する海門山興禅寺の住職である市川伊雄師。
- 48) 前掲、戦争犠牲者顕彰会、p.9.
- 49) この添付文書をBフォルダ内で確認することができなかった。
- 50) 永田、前掲論文、p.1480.
- 51) 刑の執行担当官の氏名について読売新聞1948年12月24日朝刊1面には、推測記事ではあるものの2名の担当官の氏名が掲載されている。この2名の氏名については、B-1文書に記載されている執行担当官4名の氏名と一致しており、本稿ではB-1文書の資料的意義を鑑み、新聞記事に掲載されていないその他2名の執行官の氏名も含めて表示した。
- 52) なお公文書利用サービスに対する配慮は、わが国の国立公文書館においても同じことがいえる。また国会図書館では1978年度よりNARAが所蔵するGHQ関連文書の複写作業を進めており、筆者が直近でNARAに訪問した2019年8月時点でも、関係者による資料の複写（撮影）作業が行われていた。このような国会図書館による複写作業は、占領史研究にとって計り知れない恩恵をもたらしている。
- 53) 詳しくは、砂田、前掲書、pp.82-84.
- 54) 砂田、前掲書、pp.96-97.

(R4.2.10受理)